

**第6次館山市障害者基本計画、
館山市障害福祉計画（第7期）及び
館山市障害児福祉計画（第3期）**

パブリックコメント用

令和6年3月
館山市

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4

第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口・世帯	5
2 障害者手帳等の所持者数	7
3 障害児の状況	12
4 障害支援区分認定者の状況	14
5 アンケート調査結果の概要	15

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念	33
2 基本方針	34
3 施策の体系	37
4 重点施策	38

第4章 主要施策

1 市民への啓発・広報の充実	43
2 健やかに暮らせる保健・医療の充実	47
3 地域で育む教育の推進	50
4 はつらつと働き、活動する場の確保	53
5 安心して暮らせる生活支援サービスの充実	56
6 安全で人にやさしい生活環境の充実	62
7 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	66

第5章 成果目標の設定

1 前回計画の目標の進捗状況	69
2 新たな成果目標の設定	77

第6章 サービス見込量

1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	88
2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	95
3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み	105

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	108
2 計画の進行管理	108

参考資料

1 計画策定の経過	110
2 館山市障害福祉計画等策定委員会設置要綱	110

3	館山市障害福祉計画等策定委員委員名簿	110
4	用語解説	110

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、制度を整備してきました。

令和5年には、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しています。その中では、障害のある方が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることとしています。

また、令和4年12月には「障害者総合支援法」が改正され、障害者等の地域生活や就労の支援を強化することなどにより、障害者等の希望する生活を実現できるように、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等に取り組むこととされ、令和6年4月に施行されます。

館山市（以下「本市」という。）では、平成30年3月には、平成30年度から6年間の障害者施策の指針となる「第5次館山市障害者計画」を策定し、「一人ひとりが尊重しあい、生き方を選び、共に輝く文化福祉都市」を基本理念として、市民の誰もが障害の有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、様々な施策を推進してきました。また、障害福祉サービス等の確保と障害児支援の提供体制の確保に関する実施計画である「館山市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」を令和3年3月に策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。この度、平成30年度から令和5年度を計画期間とした「第5次館山市障害者計画」、令和3年度から令和5年度を計画期間とした「館山市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」が期間満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「第6次館山市障害者基本計画、館山市障害福祉計画（第7期）及び館山市障害児福祉計画（第3期）」を策定し、引き続き、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現に取り組んでいくこととします。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

障害者基本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障害者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

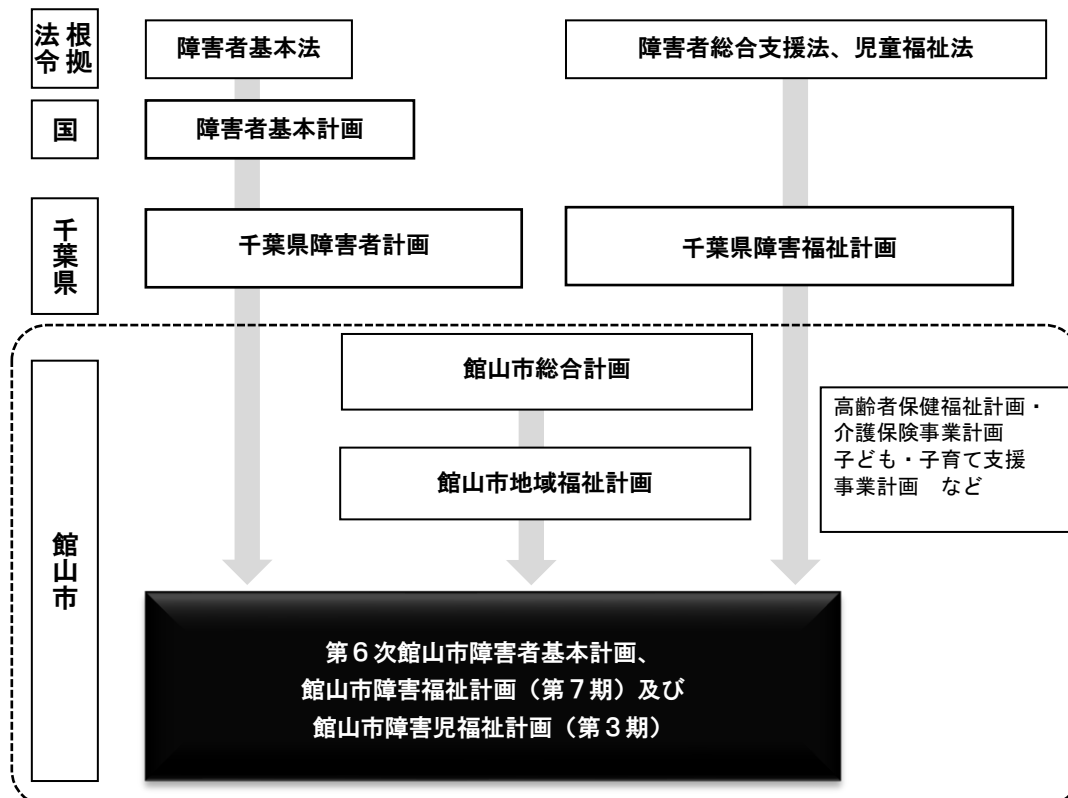
障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本市の上位計画である「館山市総合計画」「館山市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、千葉県の計画との整合性を図り、策定しています。

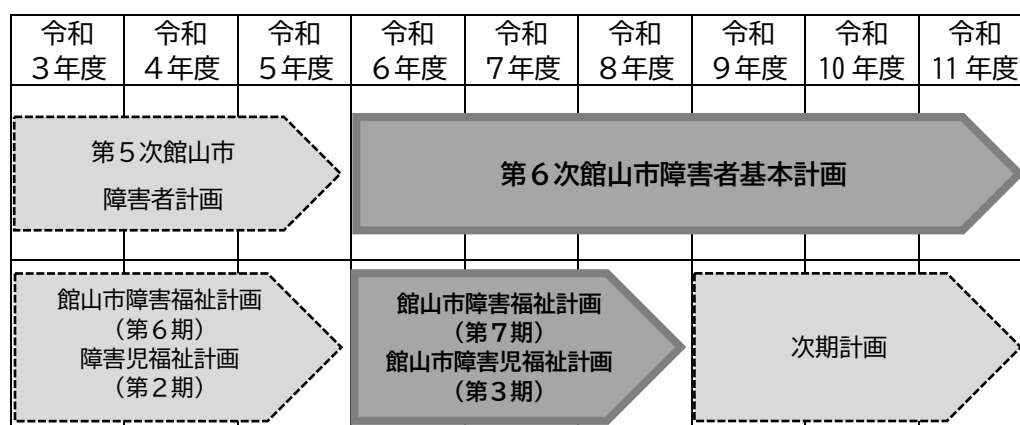
障害者基本計画は、市の障害者福祉の大綱を示す計画として、市の障害者福祉施策の基本的方向性を示しています。また、市の障害福祉サービス等の具体的な数値を定めた「障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」と総合的に推進を図ります。

■法令、他の計画との関係



3 計画の期間

計画期間は、障害者施策の基本方向を総合的・体系的に定める「第6次障害者基本計画」については令和6年度から令和11年度までの6年間とし「障害者総合支援法」と「児童福祉法」に基づきそれぞれ3年ごとに見直しが求められている「障害者福祉計画（第7期）」「障害児福祉計画（第3期）」については、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。



4 計画の対象

本計画の対象は、2011（平成23）年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害（発達障害を含む）者
- その他の心身の機能に障害のある方で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある方

（参考）障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民等のニーズや課題を把握し、それらを計画に反映させていくため、アンケート調査を実施するとともに、策定段階から関係者及び市民の意見聴取を行うため、館山市障害福祉計画等策定委員会での協議・検討を行いました。

(1) 館山市障害福祉計画等策定委員会の開催

本計画の策定に当たって、医療機関や障害者及び障害者団体、社会福祉施設、就労関係、教育関係、関係機関の代表者で構成される館山市障害福祉計画等策定委員会を開催し、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

令和5年11月に実施した「障害福祉に関するアンケート調査」の結果をもとに、市の障害福祉や今後の取組への意向に関する意識の把握を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和6年2月9日から2月22日にかけて実施しました。

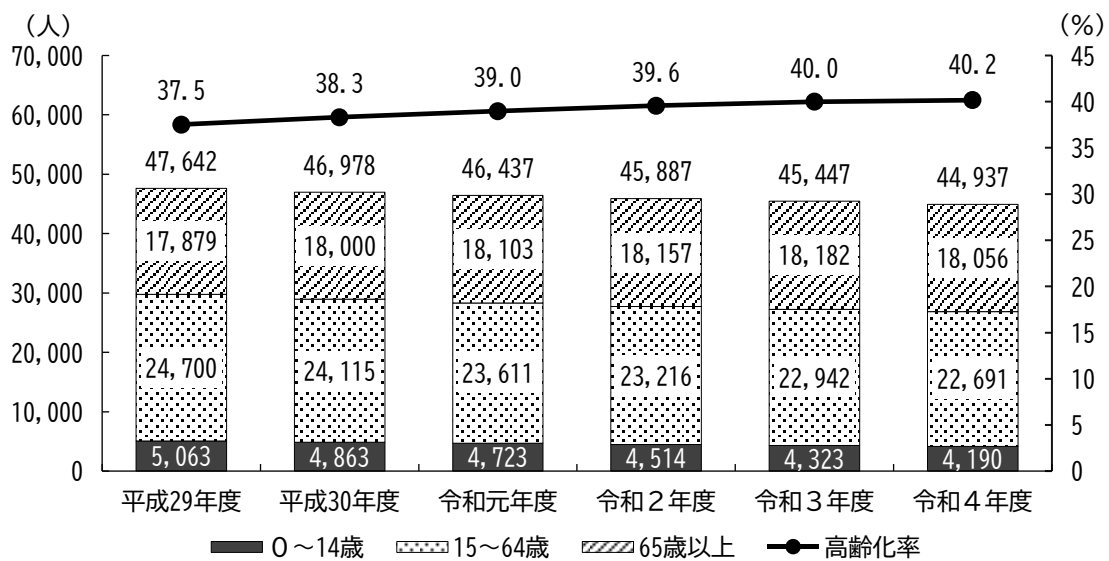
第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成29年度の47,642人から令和4年度は44,937人と、2,705人減少しています。年齢3区分別では、0～14歳と15～64歳は減少が続いているのに対して、65歳以上は令和3年度まで増加が続いていましたが、令和4年度は減少しています。

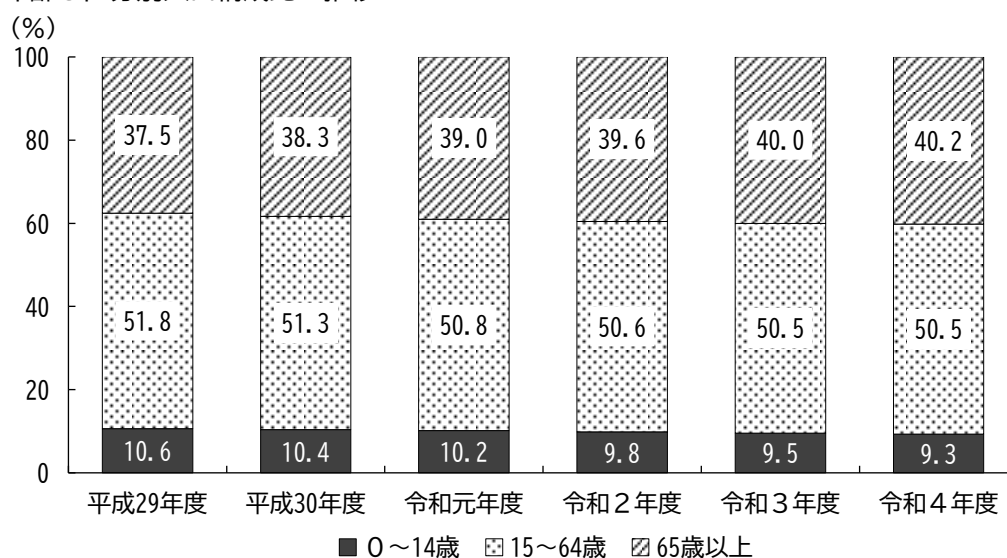
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳、15～64歳は徐々に低下しており、65歳以上は上昇が続いています。

■年齢3区分別人口構成比の推移

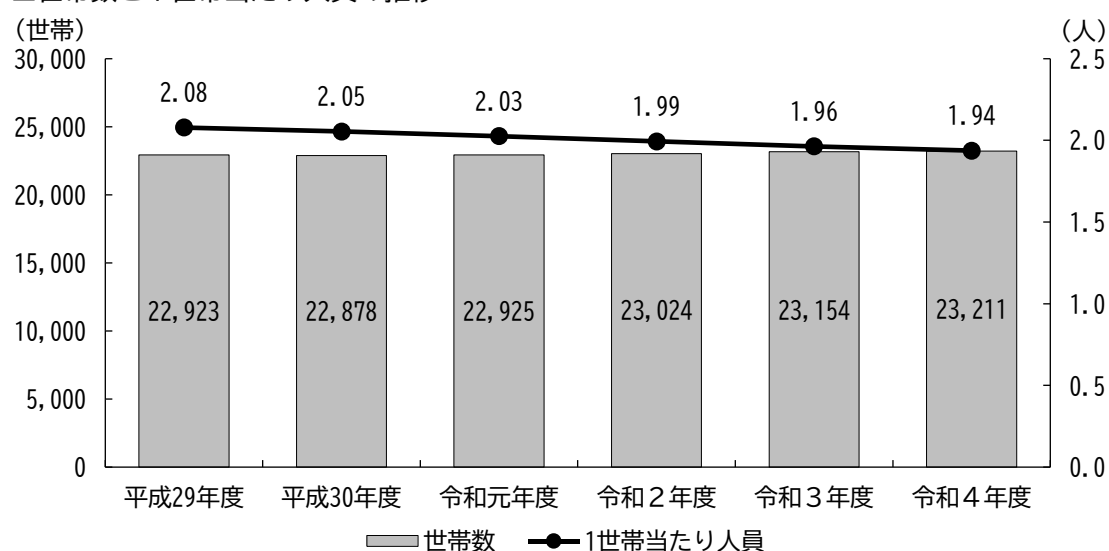


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

（２）世帯の状況

世帯数と1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は増加傾向となっており、平成29年度の22,923世帯から令和4年度は23,211世帯と、288世帯増加しています。1世帯当たり人員は、平成29年度の2.08人から令和4年度は1.94人と、減少が続いています。

■世帯数と1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

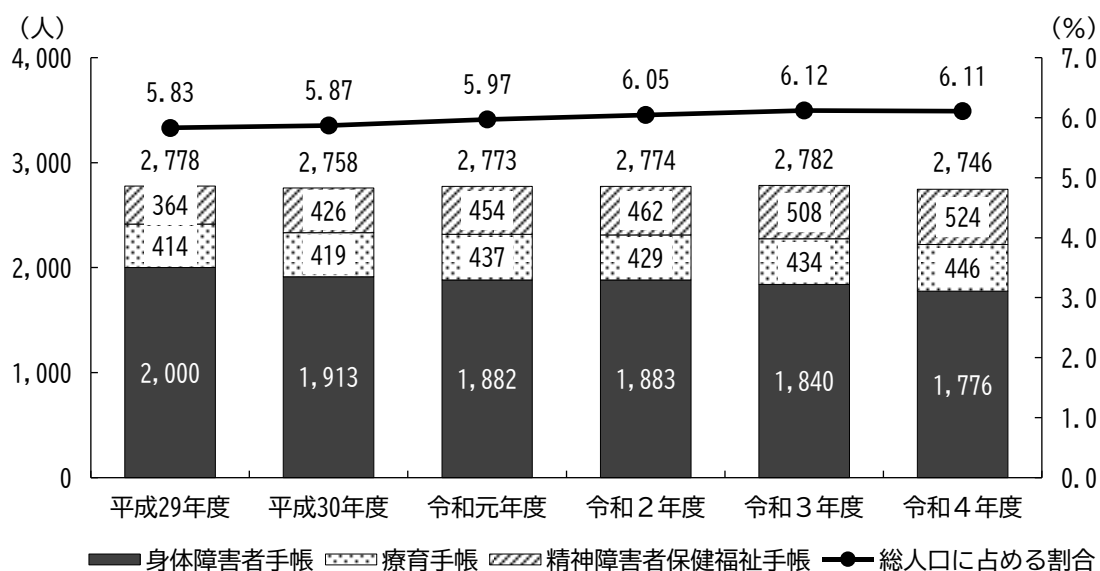
2 障害者手帳等の所持者数

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では年による増減があり、平成 29 年度の 2,778 人から令和 4 年度は 2,746 人となっています。総人口に対する割合は上昇傾向となっており、平成 29 年度の 5.83%から令和 4 年度は 6.11%となっています。

また、手帳の種類別では、身体障害者手帳は減少傾向となっており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。令和 4 年度は身体障害者手帳が 1,776 人と最も多く、次いで精神障害者保健福祉手帳が 524 人、療育手帳が 446 人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



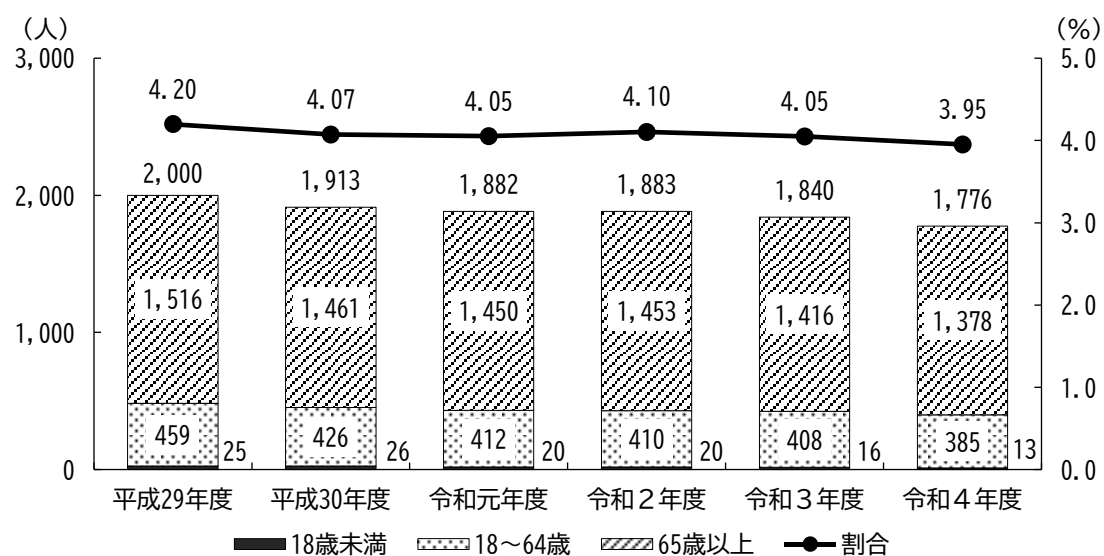
資料：館山市（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数及び割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、令和4年度は1,776人となっています。総人口に占める割合も低下傾向となっており、令和4年度は3.95%となっています。

等級別では、令和4年度は1級が562人で最も多く、次いで4級が507人となっており、種類別では、令和4年度は肢体不自由が819人で最も多く、次いで内部障害が688人となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
等級別	1級	706	648	633	628	585	562
	2級	281	271	267	273	268	258
	3級	315	314	310	310	317	309
	4級	540	531	523	518	527	507
	5級	84	81	79	80	78	78
	6級	74	68	70	74	65	62
種類別	視覚障害	146	134	125	125	122	113
	聴覚・平衡機能障害	123	112	115	125	119	127
	音声・言語・そしゃく機能障害	31	33	32	30	32	29
	肢体不自由	978	920	901	875	863	819
	内部障害	722	714	709	728	704	688
合計		2,000	1,913	1,882	1,883	1,840	1,776

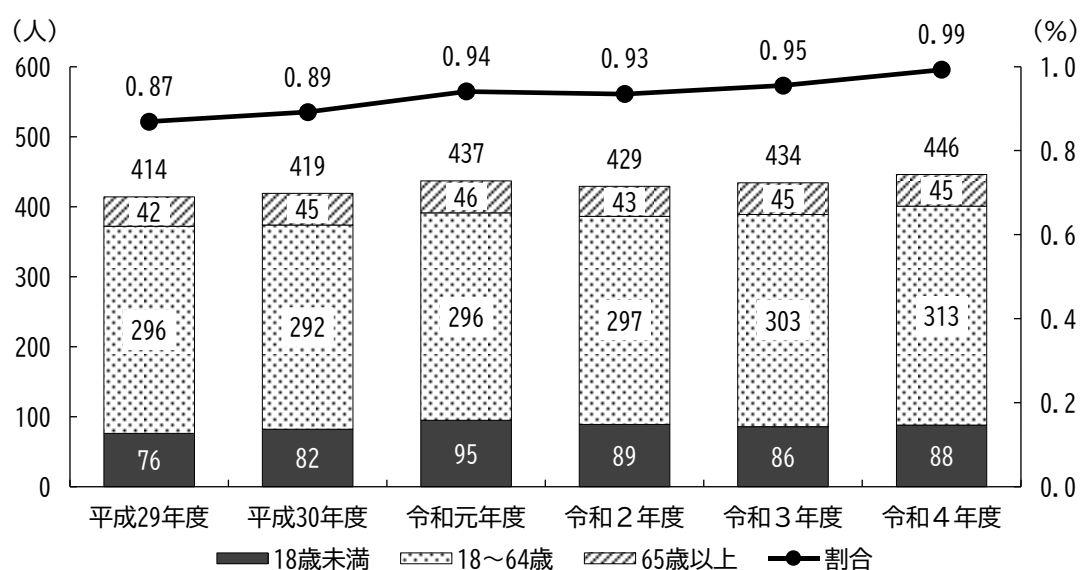
資料：館山市（各年度3月31日現在）

(3) 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数及び割合の推移をみると、療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成 29 年度の 414 人から令和 4 年度は 446 人となっています。総人口に対する割合は上昇傾向で、平成 29 年度の 0.87%から令和 4 年度は 0.99%となっています。また、年齢層別では、いずれの年も 18～64 歳が最も多く、令和 4 年度は 313 人となっています。

程度別では、いずれの年も重度が最も多く、令和 4 年度は 168 人となっており、次いで軽度が 160 人となっています。

■療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
程度別	重度	163	161	165	159	161	168
	中度	122	127	132	121	119	118
	軽度	129	131	140	149	154	160
合計		414	419	437	429	434	446

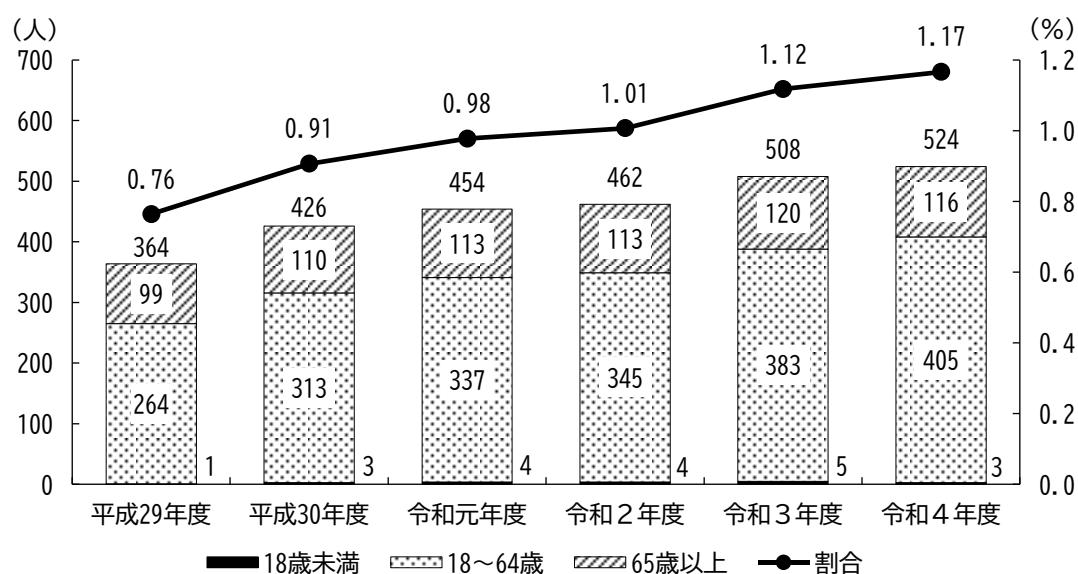
資料：館山市（各年度 3 月 31 日現在）

(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いており、平成 29 年度の 364 人から令和 4 年度は 524 人となっています。総人口に対する割合も上昇が続いており、平成 29 年度の 0.76% から令和 4 年度は 1.17% となっています。また、年齢層別では、いずれの年も 18～64 歳が最も多く、令和 4 年度は 405 人となっています。

等級別では、いずれの年も 2 級が最も多く、令和 4 年度は 371 人となっており、次いで 3 級が 113 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

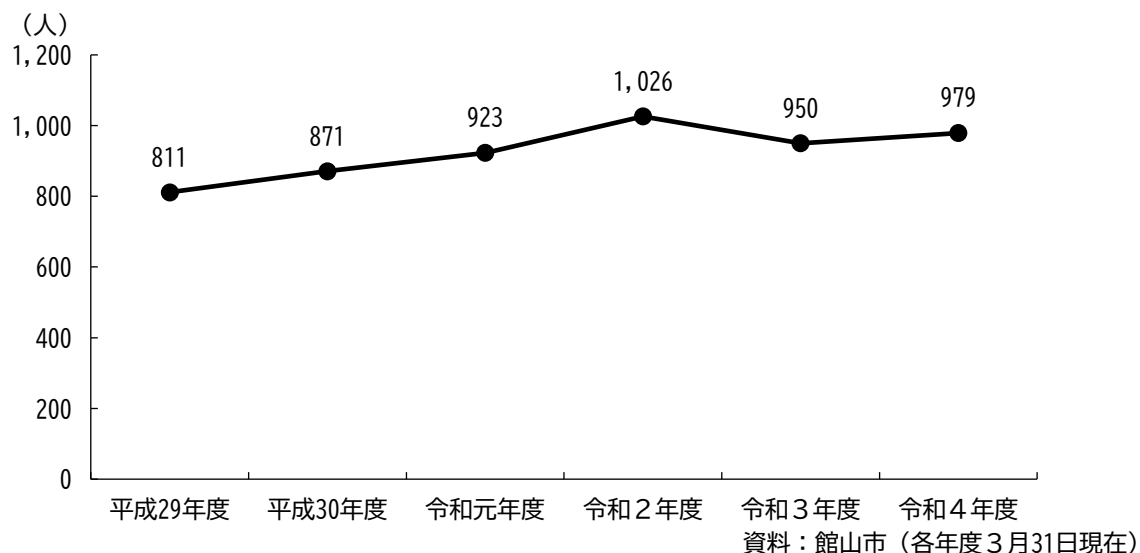
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
等級別	1 級	38	41	42	43	41	40
	2 級	248	305	327	331	366	371
	3 級	78	80	85	88	101	113
合計		364	426	454	462	508	524

資料：館山市（各年度 3 月 31 日現在）

(5) 自立支援医療受給者数の状況

自立支援医療受給者数の推移をみると、増加傾向となっており、平成 29 年度の 811 人から令和 4 年度は 979 人となっています。

■自立支援医療受給者数の推移



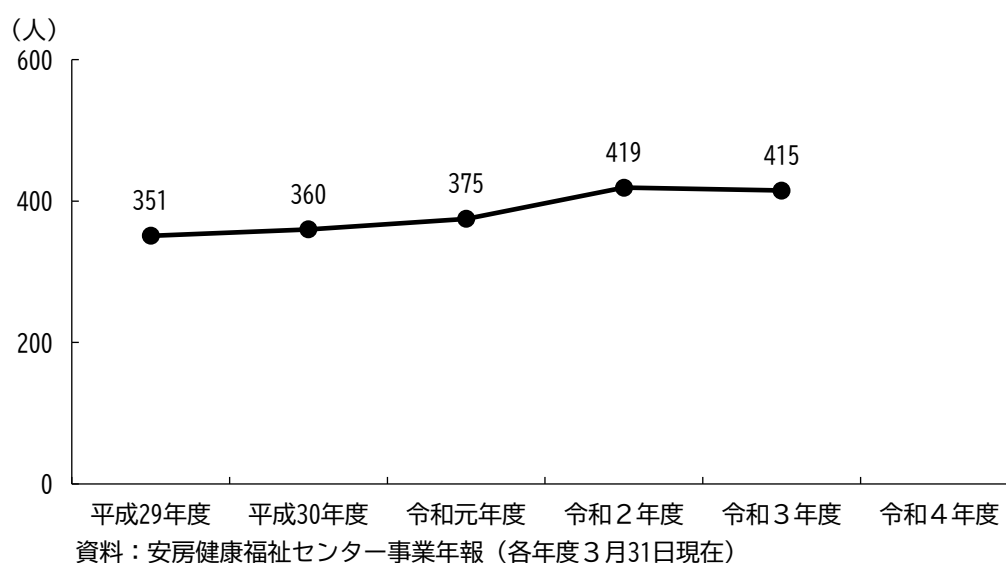
【参考】

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。精神障害（てんかんを含みます）により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方が対象となります。

(6) 難病医療費等助成受給者の状況

難病医療費等助成受給者の推移をみると、増加傾向となっており、平成 29 年度の 351 人から令和 4 年度は 425 人となっています。

■難病医療費等助成受給者数の推移



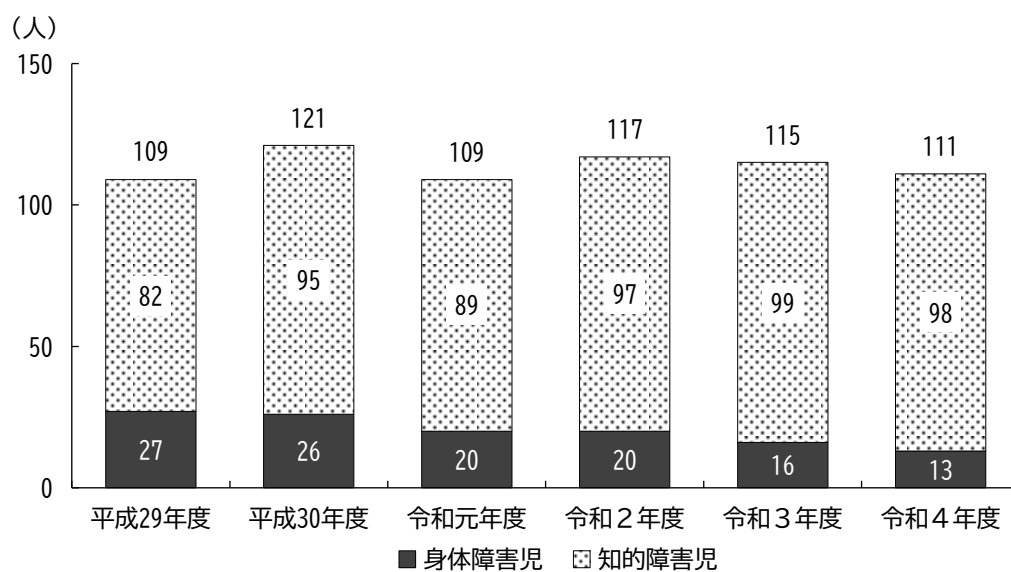
3 障害児の状況

(1) 障害児数

障害児数の推移をみると、全体では年による増減があり、平成 29 年度の 109 人から令和 4 年度は 111 人となっています。

また、身体障害児は、減少傾向となっており、令和 4 年度は 13 人、知的障害児は令和 2 年度以降ほぼ横ばいで、令和 4 年度は 98 人となっています。

■障害児数の推移



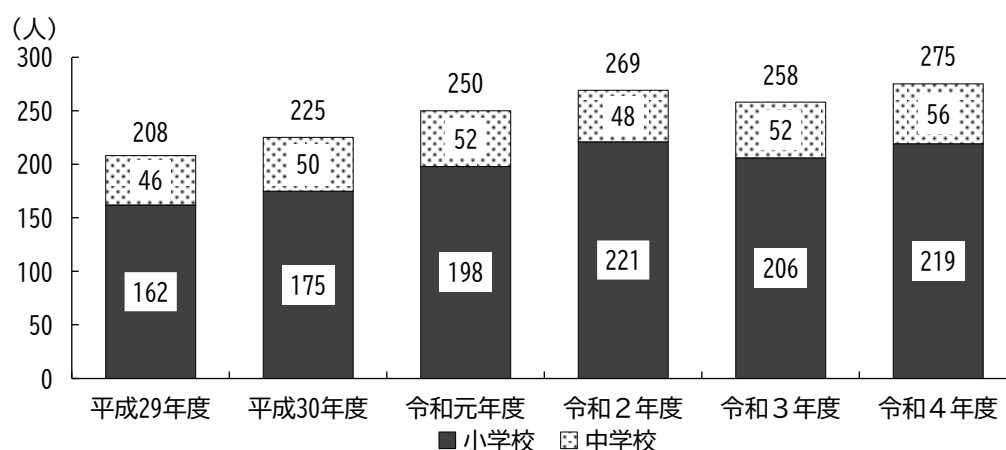
資料：館山市（各年度3月31日現在）

(2) 特別支援学級

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、全体では増加傾向となっており、平成29年度の208人から令和4年度は275人となっています。

少子高齢化により全体の児童・生徒数が減るなか、特別支援学級在籍の小学校の児童数は増加傾向にあり令和4年度は219人、中学校の生徒数も増加傾向で、令和4年度は、56人となっています。

■特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移



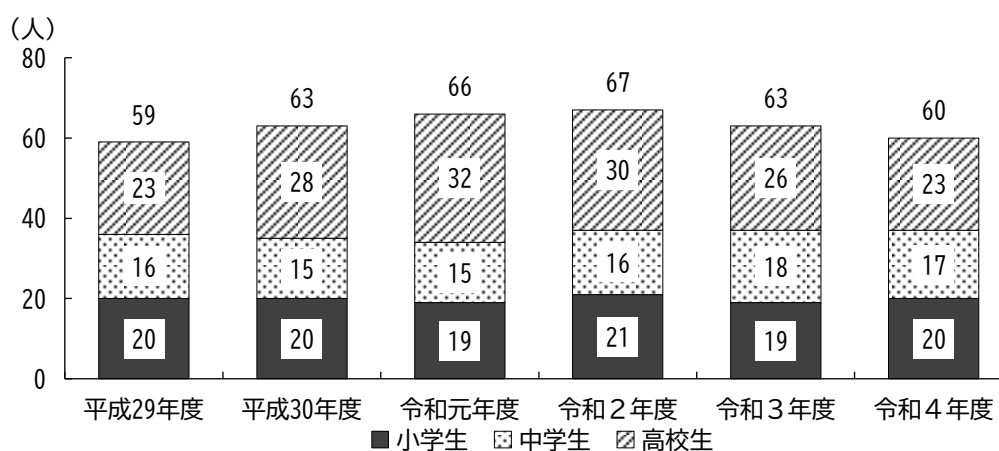
資料：館山市（各年度3月31日現在）

(3) 特別支援学校

特別支援学校在籍者数の推移をみると、全体では令和2年度まで増加が続いていましたが、令和3年度、令和4年度は減少が続き、平成29年度の59人から令和4年度は60人となっています。

また、小学生は、ほぼ横ばいで、令和4年度は20人、中学生もほぼ横ばいで、令和4年度は17人、高校生は令和元年度まで増加し、令和2年度以降は減少が続いており、令和4年度は23人となっています。

■特別支援学校在籍者数の推移



資料：館山市（各年度3月31日現在）

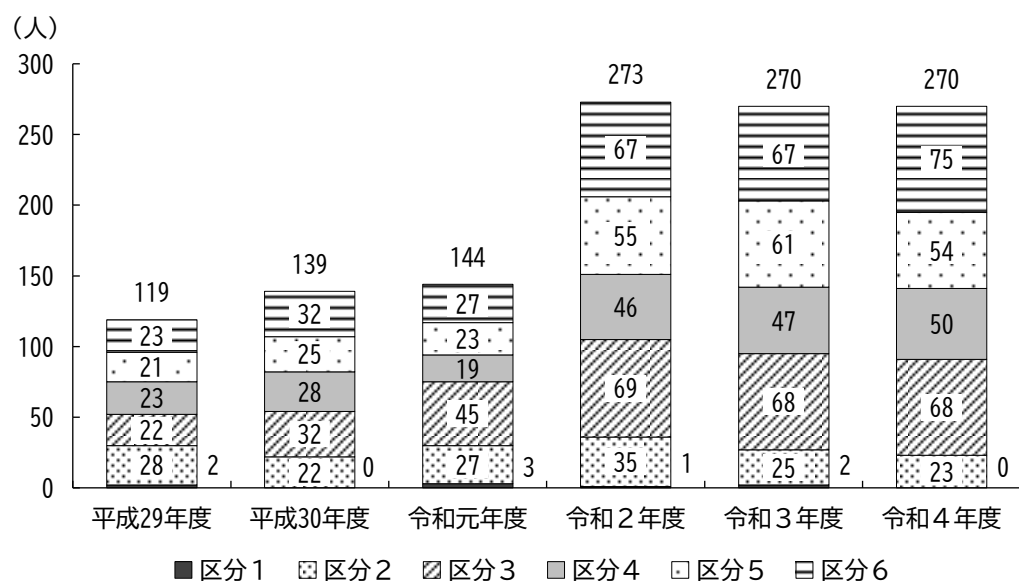
4 障害支援区分認定者の状況

(1) 障害支援区分認定者数

障害支援区分認定者数の推移をみると、全体では令和2年度に大きく増加していますが、それ以降は横ばいとなっており、平成29年度の119人から令和4年度は270人となっています。

また、区分別では、令和4年度は区分6が75人と最も多く、次いで区分3が68人、区分5が54人となっています。

■障害支援区分認定者数の推移



資料：館山市（各年度3月31日現在）

【参考】

障害支援区分とは、障害者総合支援法において障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示したものです。区分は6段階に分かれており、区分1が支援の度合いが低く、区分6が最も高くなっています。

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして

5 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、令和6年度を初年度とする「館山市第6次障害者基本計画及び障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」の策定に当たり、市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため実施しました。

②調査の対象と実施方法

- 調査対象者：市内在住の障害者手帳所持者及び、障害者手帳を所持しない障害福祉サービス利用児、自立支援医療（精神通院）受給者
- 調査時期：令和5年11月8日～11月21日
- 調査方法：郵送配布・回収

配布数	有効回答数	有効回答率
1,415 件	610 件	43.1%

③調査結果の見方

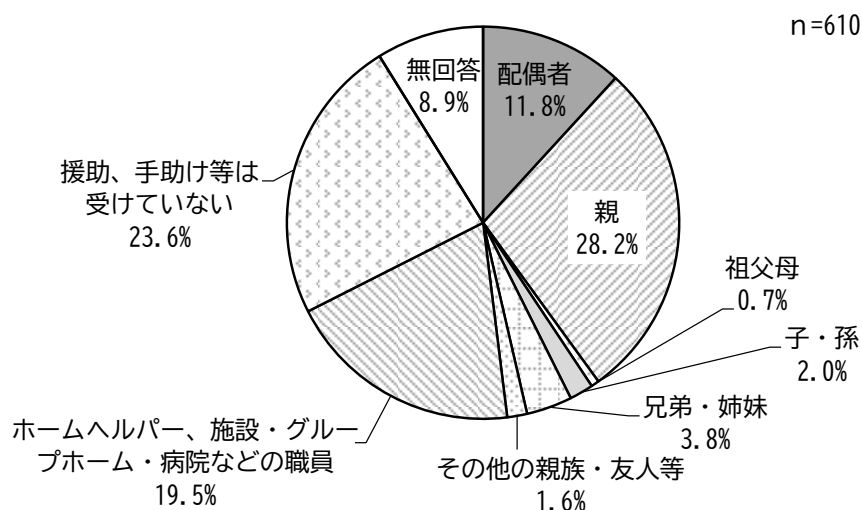
- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 図表中の「n」は、「Number of case」の略で、その設問に回答すべき対象者数を示しています。一部の人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。また、一部図表においては「0.0」の表記を省略しているものがあります。

(2) 調査結果の概要

①主に援助、手助け、介護、看護をしてくれる人

主に援助、手助け、介護、看護をしてくれる人については、「親」が28.2%と最も高く、次いで「援助・手助け等は受けていない」が23.6%、「ホームヘルパー、施設・グループホーム・病院などの職員」が19.5%となっています。

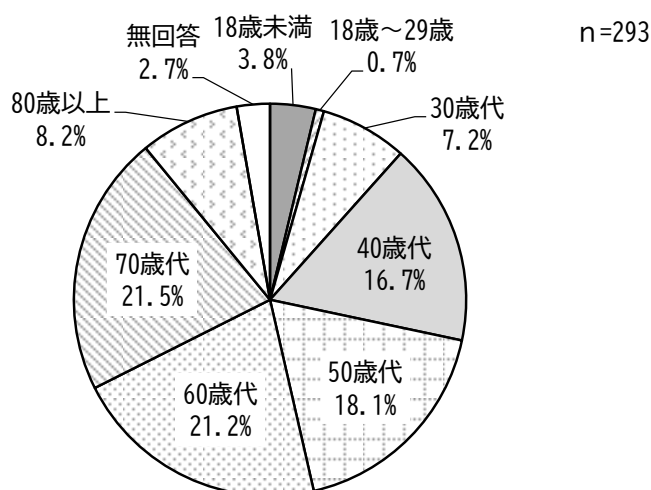
■主に援助、手助け、介護、看護をしてくれる人【単数回答】



②主に援助、手助け、介護、看護をしてくれる人の年代

主に援助、手助け、介護、看護をしてくれる人の年代は、「70 歳代」が21.5%と最も高く、次いで「60 歳代」が21.2%、「50 歳代」が18.1%となっています。

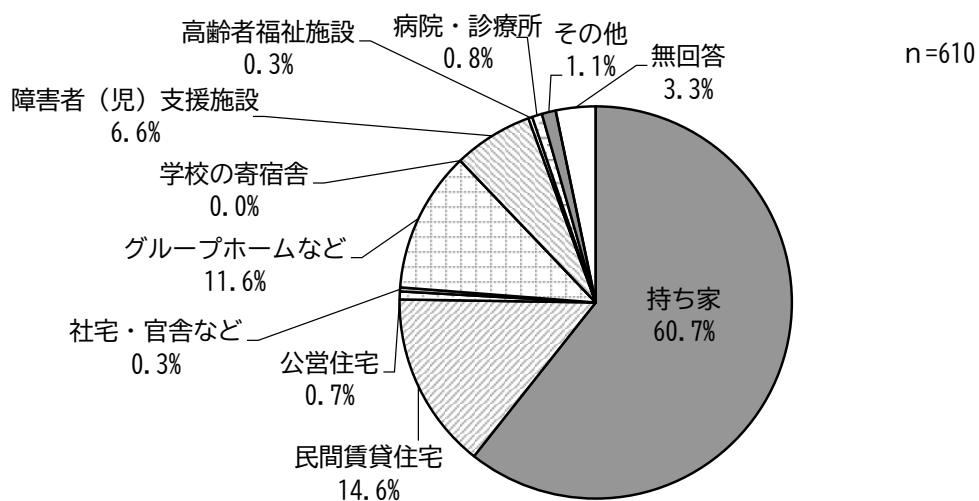
■主に援助、手助け、介護、看護をしてくれる人の年代【単数回答】



③現在生活している場所

現在生活している場所については、「持ち家」が60.7%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅」が14.6%、「グループホーム」が11.6%となっています。

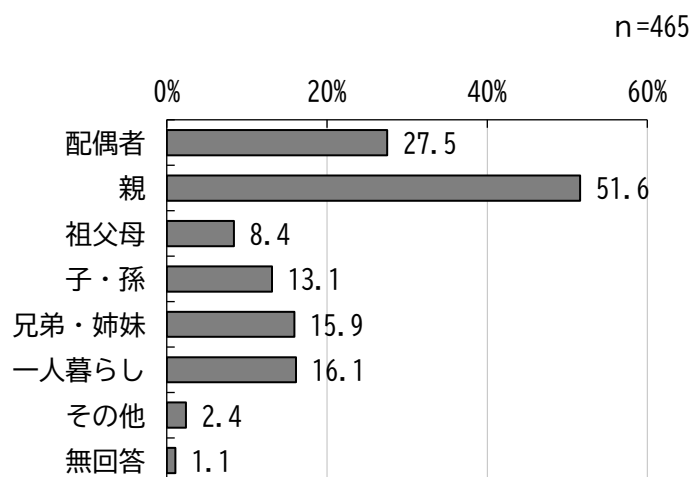
■現在生活している場所【単数回答】



④一緒に暮らしている人

一緒に暮らしている人については、「親」が51.6%と最も高く、次いで「配偶者」が27.5%、「一人暮らし」が16.1%となっています。

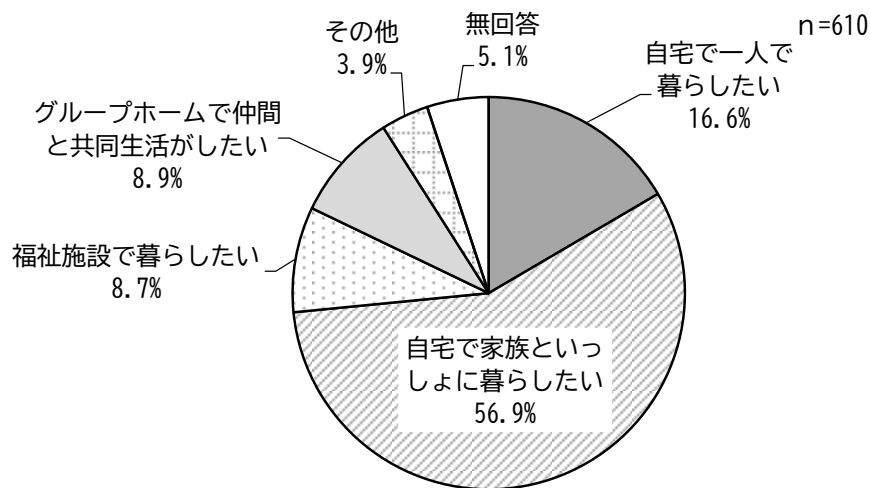
■一緒に暮らしている人【複数回答】



⑤近い将来どのように暮らしたいか

近い将来どのように暮らしたいかについては、「自宅で家族といっしょに暮らしたい」が56.9%と最も高く、次いで「自宅で一人で暮らしたい」が16.6%となっています。

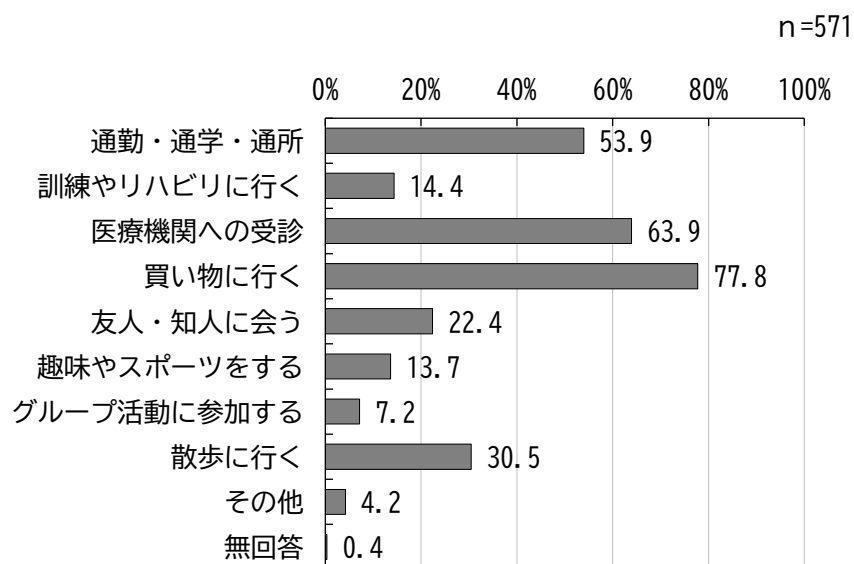
■近い将来どのように暮らしたいか【単数回答】



⑥外出する目的

外出する目的については、「買い物に行く」が77.8%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が63.9%、「通勤・通学・通所」が53.9%となっています。

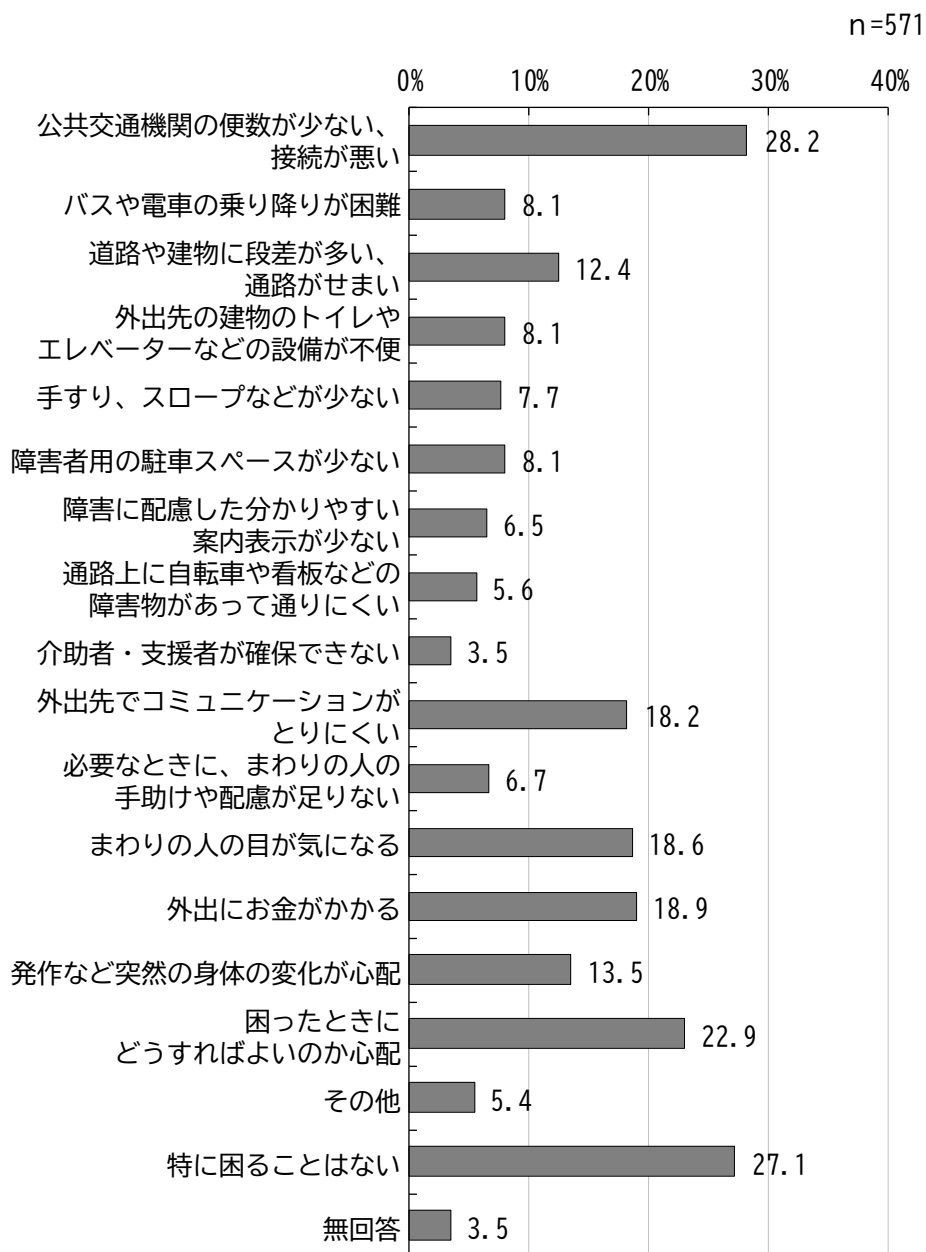
■外出する目的【複数回答】



⑦外出するときに困ること

外出するときに困ることについては、「公共交通機関の便数が少ない、接続が悪い」が28.2%と最も高く、次いで「特に困ることはない」が27.1%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が22.9%、「外出にお金がかかる」が18.9%となっています。

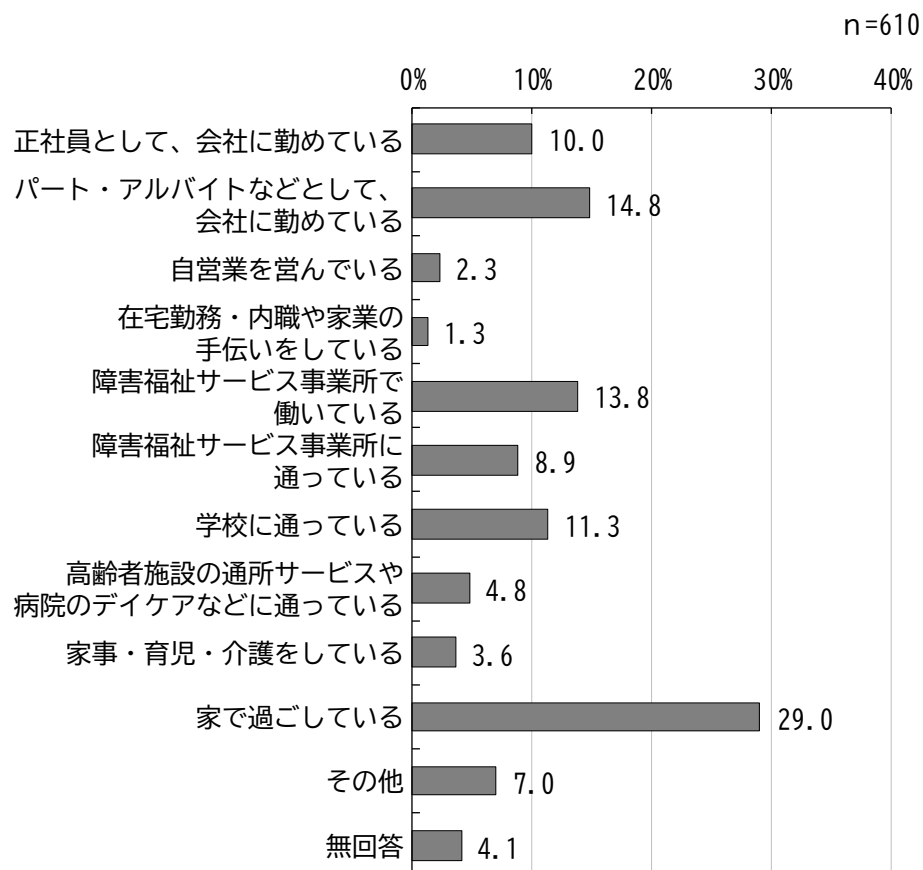
■外出するときに困ること【複数回答】



⑧日中の過ごし方

日中の過ごし方については、「家で過ごしている」が29.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどとして、会社に勤めている」が14.8%、「障害福祉サービス事業所で働いている」が13.8%となっています。

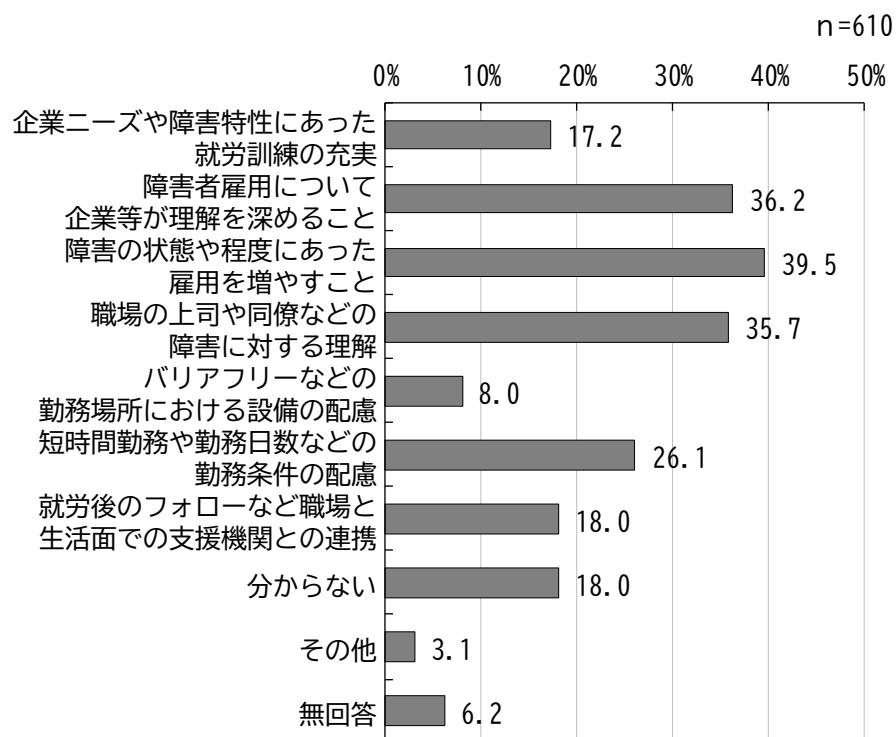
■日中の過ごし方【複数回答】



⑨障害のある方の就労支援として必要なこと

障害のある方の就労支援として必要なことについては、「障害の状態や程度にあった雇用を増やすこと」が39.5%と最も高く、次いで「障害者雇用について企業等が理解を深めること」が36.2%、「職場の上司や同僚などの障害に対する理解」が35.7%、「短時間勤務や勤務日数などの勤務条件の配慮」が26.1%となっています。

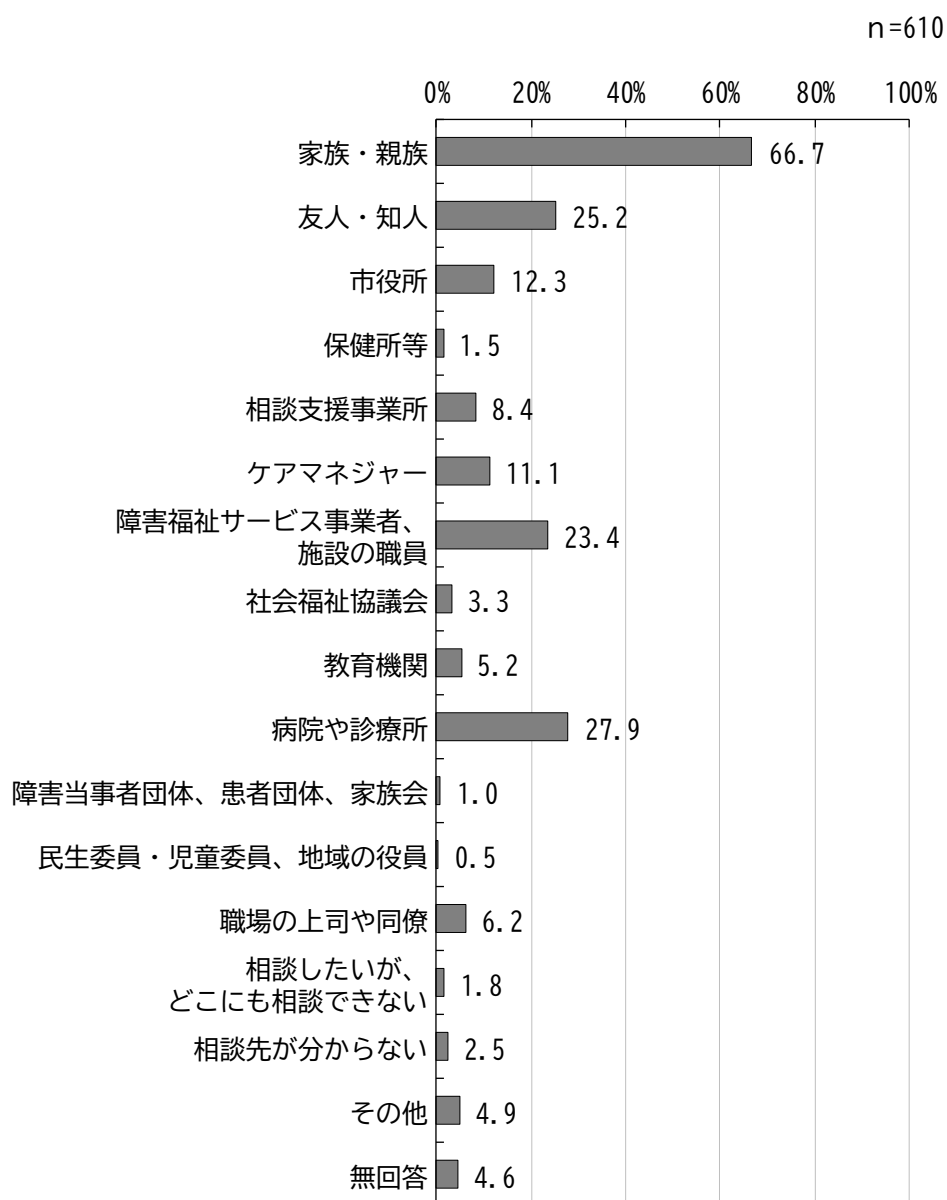
■障害のある方の就労支援として必要なこと【複数回答】



⑩困りごとの相談相手

困りごとの相談相手については、「家族や親族」が 66.7%と最も高く、次いで「病院や診療所」が 27.9%、「友人・知人」が 25.2%、「障害福祉サービス事業者、施設の職員」が 23.4%となっています。

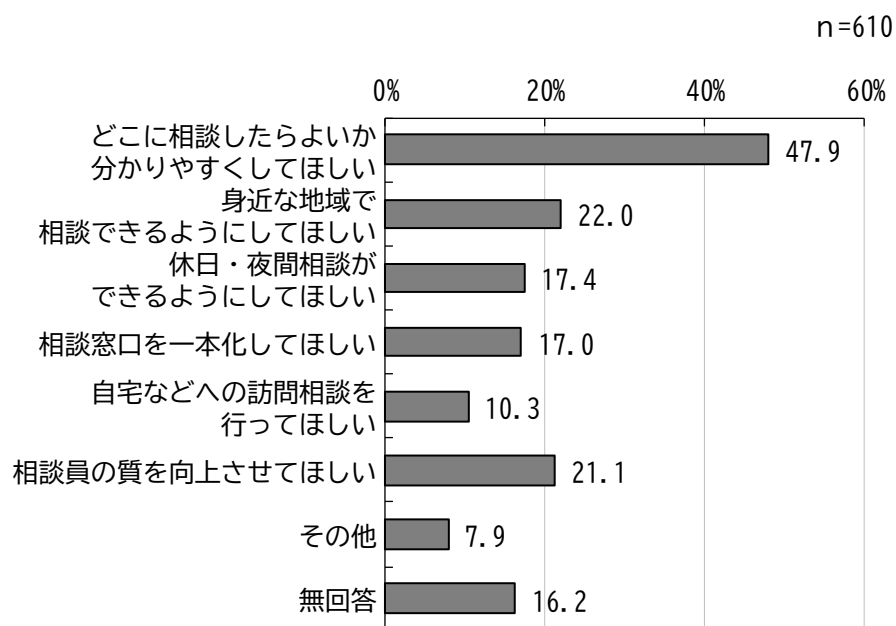
■困りごとの相談相手【単数回答】



⑪福祉や生活に関する相談支援体制への希望

福祉や生活に関する相談支援体制への希望については、「どこに相談したらよいか分かりやすくしてほしい」が47.9%と最も高く、次いで「身近な地域で相談できるようにしてほしい」が22.0%、「相談員の質を向上させてほしい」が21.1%、「休日・夜間相談ができるようにしてほしい」が17.4%、「相談窓口を一本化してほしい」が17.0%となっています。

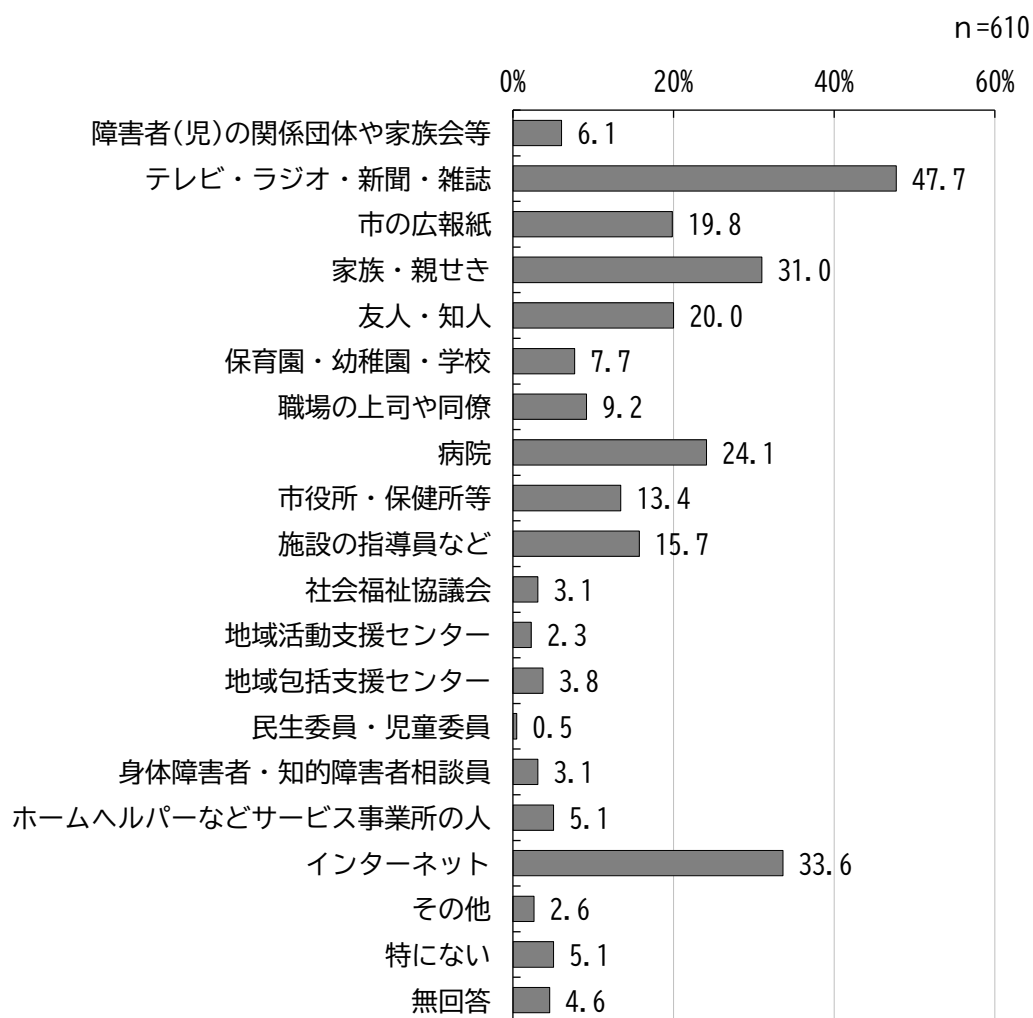
■福祉や生活に関する相談支援体制への希望【複数回答】



⑫生活する上で必要な情報の入手先

生活する上で必要な情報の入手先については、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が 47.7%と最も高く、次いで「インターネット」が 33.6%、「家族・親せき」が 31.0%となっています。

■生活する上で必要な情報の入手先【複数回答】

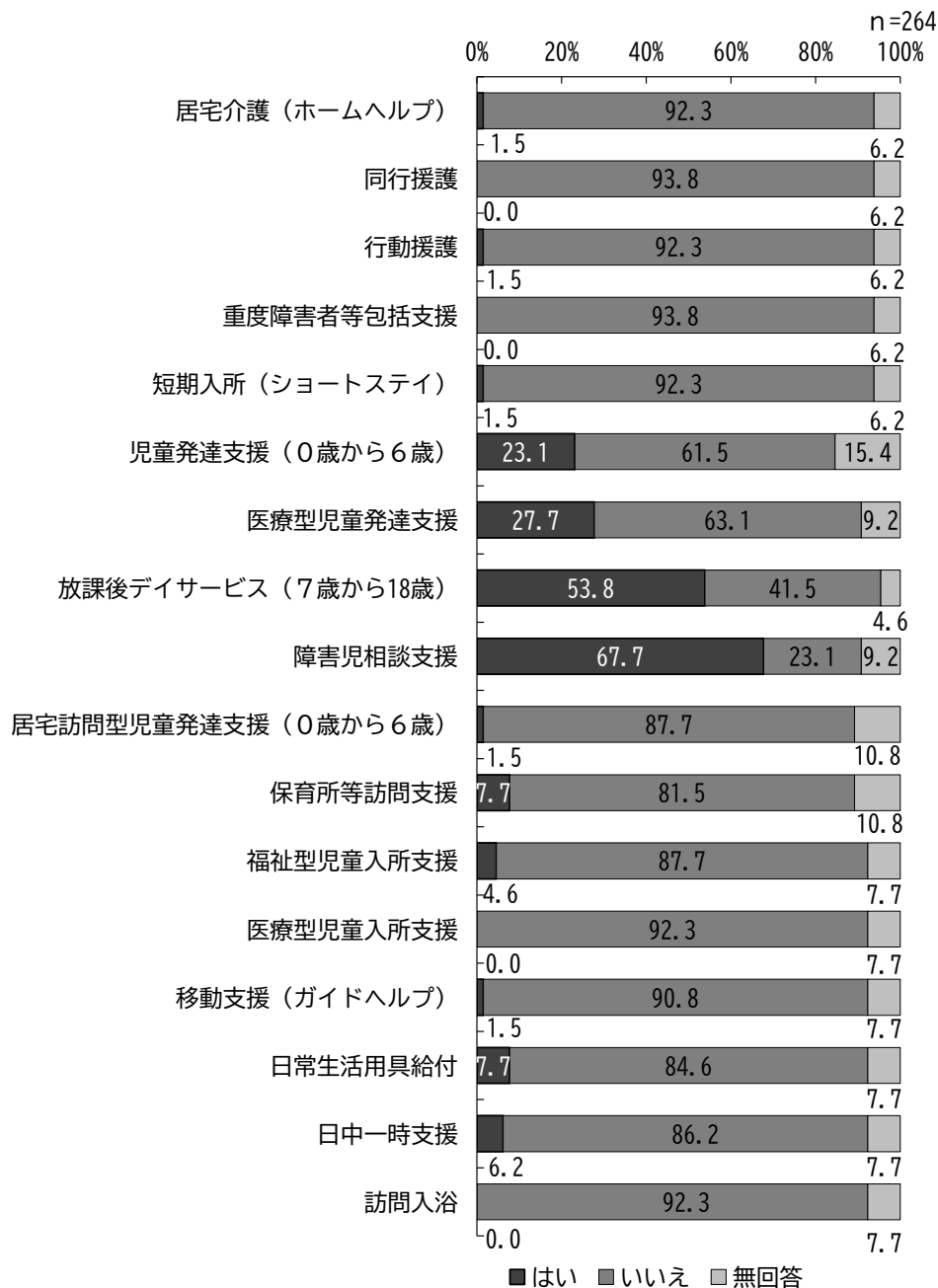


⑬18 歳未満のお子さんのサービスの利用

<現在の利用状況>

現在サービスを利用しているお子さんのうち「障害児相談支援」が 67.7%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス（7歳から18歳）」が53.8%となっています。

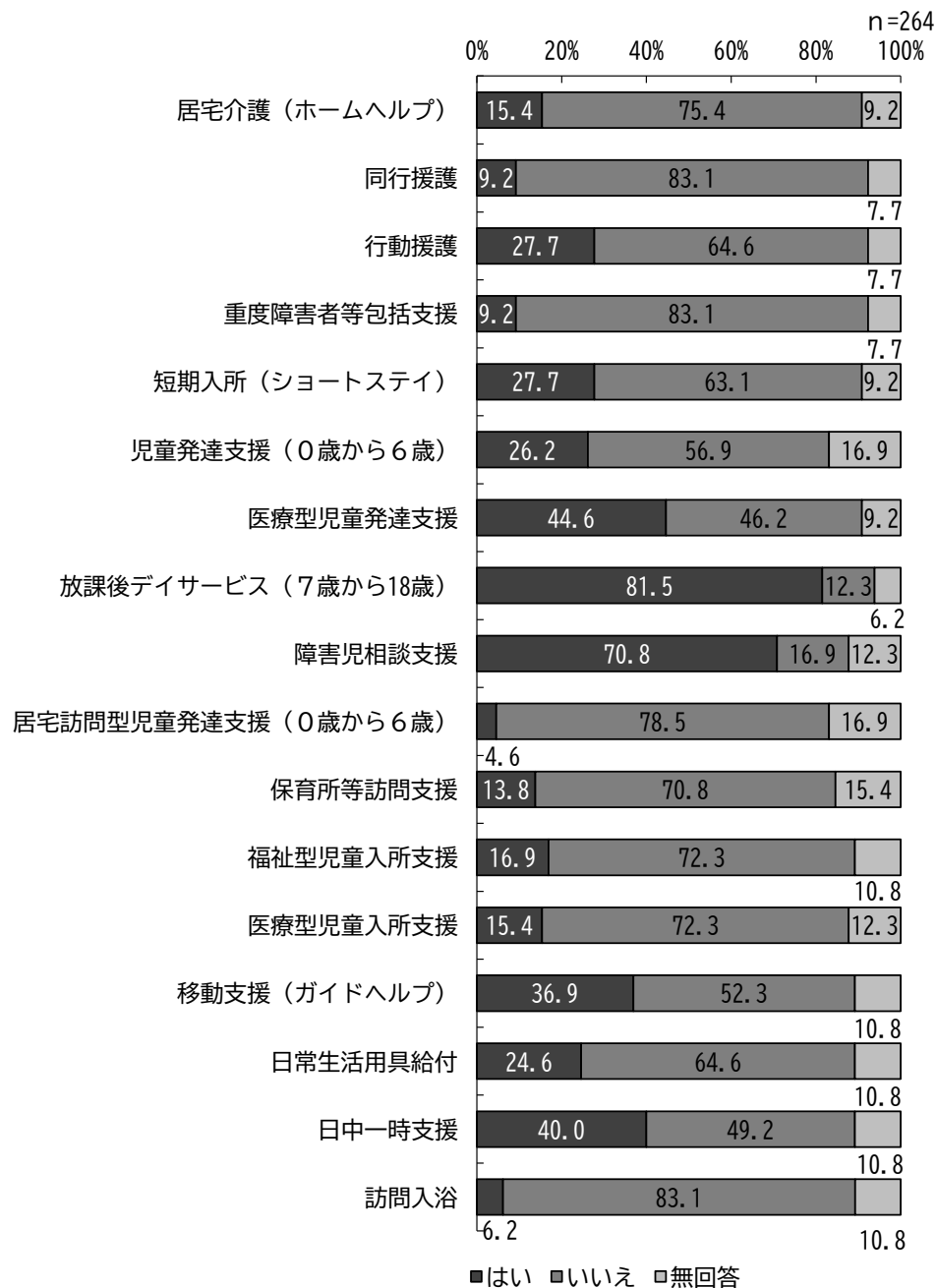
■18 歳未満のお子さんのサービスの利用<現在の利用状況>【単数回答】



<今後の利用意向>

今後のサービスの利用意向については、「利用したいですか」に「はい」と答えた人のうち、「放課後等デイサービス（7歳から18歳）」が81.5%と最も高く、次いで「障害児相談支援」が70.8%となっています。

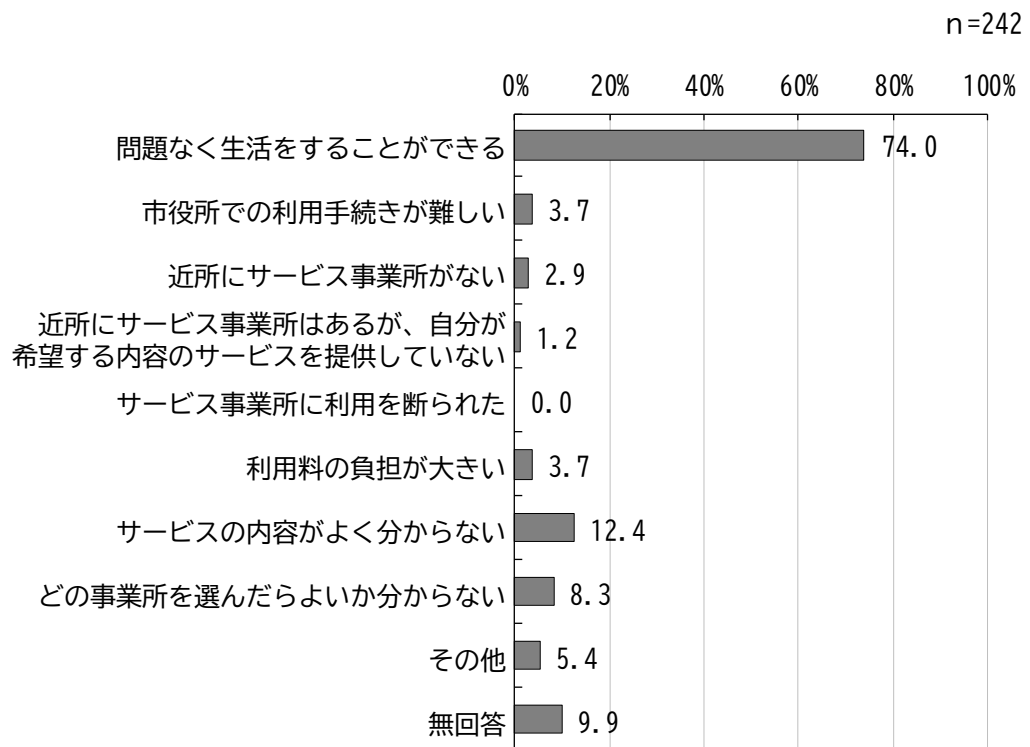
■18歳未満のお子さんのサービスの利用<今後の利用意向>【単数回答】



⑭サービスを利用していない理由

サービスを利用していない理由については、「問題なく生活することができる」が74.0%と最も高く、次いで「サービスの内容がよく分からない」が12.4%、「どの事業所を選んだらよいか分からない」が8.3%となっています。

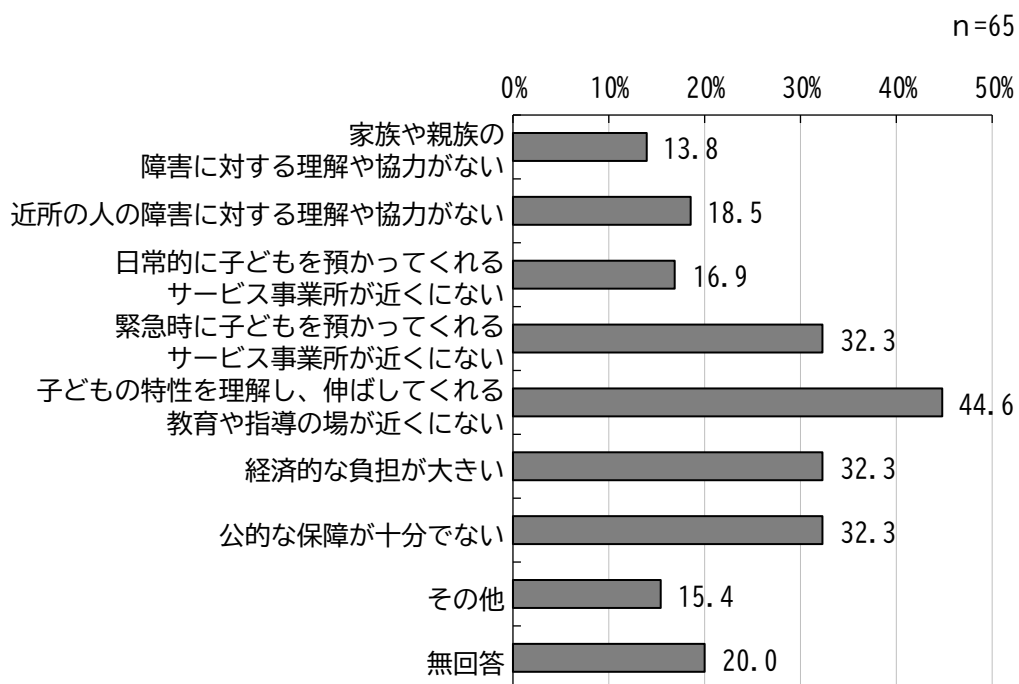
■サービスを利用していない理由【複数回答】



⑮お子さんを育てる上で困難であると感じること

お子さんを育てる上で困難であると感じることについては、「子どもの特性を理解し、伸ばしてくれる教育や指導の場が近くにある」が44.6%と最も高く、次いで「緊急時に子どもを預かってくれるサービス事業所が近くにある」「経済的な負担が大きい」「公的な保障が十分でない」が32.3%となっています。

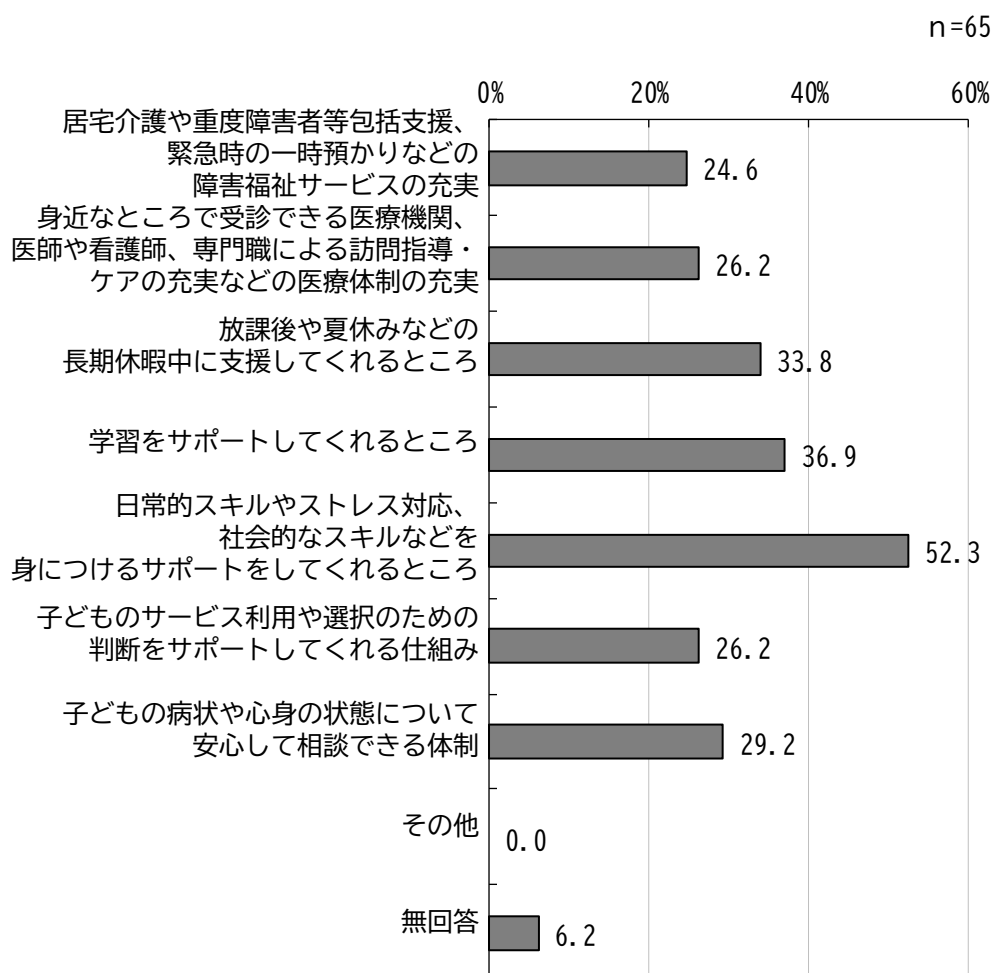
■お子さんを育てる上で困難であると感じること【複数回答】



⑩今後充実してほしい保健・医療・福祉サービス

今後充実してほしい保健・医療・福祉サービスについては、「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」が52.3%と最も高く、次いで「学習をサポートしてくれるところ」が36.9%、「放課後や夏休みなどの長期休暇中に支援してくれるところ」が33.8%となっています。

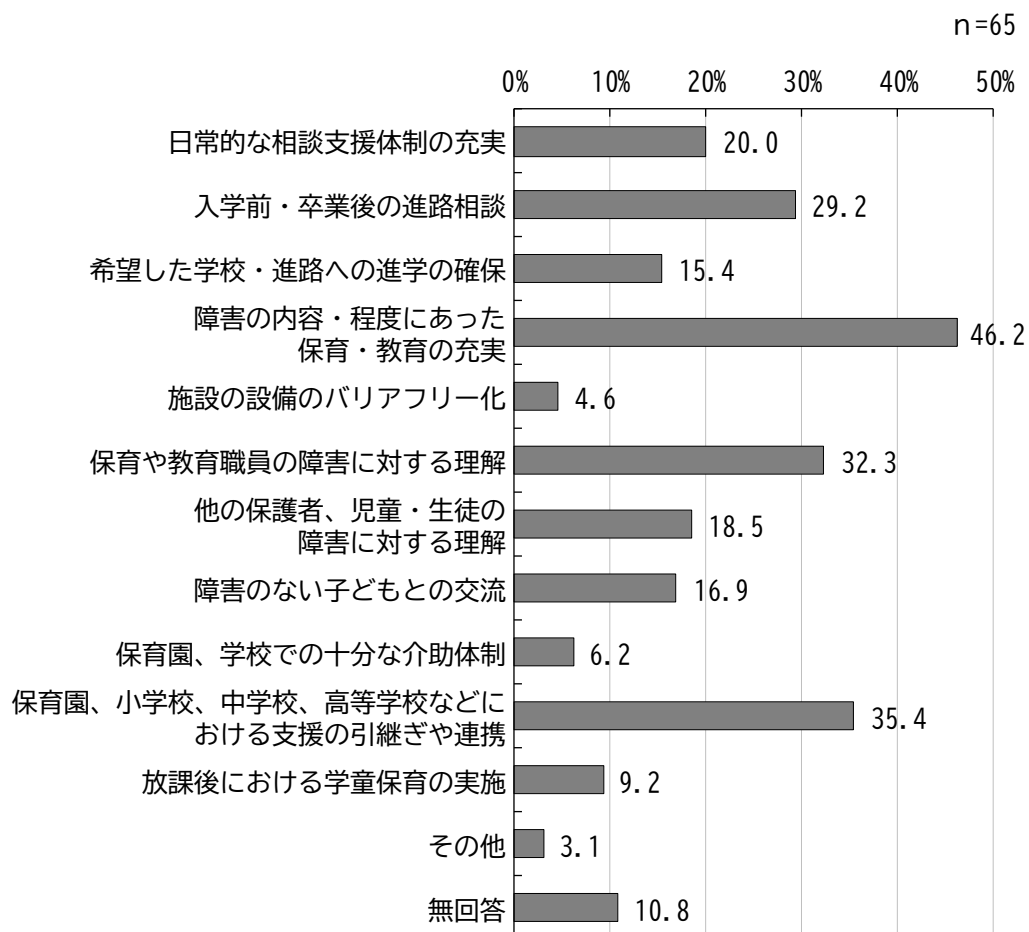
■今後充実してほしい保健・医療・福祉サービス【複数回答】



⑰保育・教育環境について今後希望すること

保育・教育環境について今後希望することについては、「障害の内容・程度にあった保育・教育の充実」が46.2%と最も高く、次いで「保育園、小学校、中学校、高等学校などにおける支援の引継ぎや連携」が35.4%、「保育や教育職員の障害に対する理解」が32.3%となっています。

■保育・教育環境について今後希望すること【複数回答】



(3) 調査結果からみえる課題

①情報提供・相談支援体制について

困りごとの相談相手については、家族・親族に次いで、病院や診療所、友人・知人、障害福祉サービス事業者、施設の職員が多くなっています。また、生活する上で必要な情報の入手先は、半数近くがテレビ・ラジオ・新聞・雑誌で、市役所・保健所等は1割強にとどまっています。

福祉や生活に関する相談支援体制への希望としては、「どこに相談したらよいか分かりやすくしてほしい」が5割弱となっています。そのほか、身近な地域で相談できることや、相談員の質の向上、休日・夜間にも相談できることなど、相談支援体制の内容の充実と質の改善が求められています。

このため、障害のある方、個々の状況やニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談の場の整備・充実を図るとともに、支援につなげていけるように関係機関等との連携体制を強化していくことが求められます。また、障害のある方やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスや生活に関する情報を、必要ときに手軽に入手することができる情報提供を行っていく必要があります。

②外出しやすい環境づくりについて

現在、持ち家や民間賃貸住宅で暮らしている人が多く、グループホームや福祉施設等で暮らしている人は3割以下となっています。外出目的は、買い物や医療機関への受診、通勤・通学・通所など様々ですが、外出時に困ることとして、公共交通機関の便数の少なさや接続の悪さ、困ったときにどうすればよいのか心配と回答している方が多くなっています。

このため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、地域や関係団体等とも連携しながら、移動・交通対策を充実させていくことで、障害のある方を含め、誰もが社会参加しやすく、地域の中で生き生きと生活できる環境づくりを進めていくことが求められます。また、市民の障害への理解を促進し、いつでもどこでも支援できる、誰にとってもやさしく安全なまちづくりを進めていく必要があります。

③地域で暮らし続けられるサービス・支援の提供体制の整備・充実

現在一緒に暮らしている人については、配偶者と親を合計すると8割近くとなっていて、近い将来の暮らし方についても、自宅などで一人暮らし、あるいは家族と一緒に暮らしたい人が7割を超えています。また、主に配偶者や親から援助、手助け等を受けている人が約4割おり、主に援助、手助け等をしてきている人の年代は、60歳代以上が5割を超えています。

今後、障害のある方の加齢に伴い、日常生活における援助、手助け等の必要性は高まることがうかがえますが、主に援助、手助け等に携わっている家族等の年齢も高くなり、こうした人たちの負担が大きくなることが予想されることから、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、必要としているサービスを適切に把握し、提供できるよう、サービス・支援の提供体制の整備・充実を図っていく必要があります。

④就労の支援・促進について

日中、仕事等をしている人は約4割いますが、障害のある方の就労支援として必要だと思うことは、「障害の状態や程度にあった雇用を増やすこと」「障害者雇用について企業等が理解を深めること」「職場の上司や同僚などの障害に対する理解」といった回答の割合が高くなっています。

障害のある方が就労することは、経済的自立や生きがいがいつくり、一人ひとりが持つ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。このため、障害や障害のある方への職場の理解を深めていく中で、就労環境の改善を促進し、それぞれの障害特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、このような取り組みをする研修会や勉強会を開催する際には、ハローワークや労働局と協働していくことも必要です。

なお、障害者雇用の促進には、事業者の理解、就労環境の改善だけではなく、障害のある方自身の対応力向上も求められており、SST（ソーシャルスキルトレーニング）やピアサポートが活用できる場も必要となっています。

⑤障害のある子どもの保育・教育環境の充実と周知

18歳未満の障害のある子どもの保護者によると、今後利用したいサービスとして、「放課後等デイサービス（7歳から18歳）」が約8割、「障害児相談支援」が約7割となっています。各種サービスを利用していない理由としては、約7割が「問題なく生活することができる」ためですが、「サービスの内容がよく分からない」「どの事業者を選んだらよいか分からない」といった回答も合わせて2割ほどとなっています。

また、お子さんを育てる上で困難であると感じることとして、「子どもの特性を理解し、伸ばしてくれる教育や指導の場が近くにない」が約4割、今後、充実してほしい保健・医療・福祉サービスとしては「日常的スキルやストレス対応、社会的なスキルなどを身につけるサポートをしてくれるところ」が約5割、保育・教育環境について今度希望することとして「障害の内容・程度にあった保育・教育の充実」が約5割、とそれぞれ最も高くなっています。

障害のある子どもたちがいつか就労し、経済的な自立や生きがいを見つけ、能力を発揮し地域や社会に貢献するためには、障害の内容・程度にあった保育・教育を受け、一人ひとりの持つ個性や特性を伸ばし、生かすための方法を学ぶ必要があります。そして、そのための保育・教育環境の充実が求められています。また、各種サービスの内容や事業者についての情報を必要なときに入手することができる情報提供を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

わが国では、少子高齢化等が急速に進む中、誰もが福祉の受け手となり、担い手となる、自助・互助・共助・公助のしくみの確立が急務となっています。

また、館山市では、昭和49年に福祉都市を宣言し、「ひとりひとりを大切にする人間尊重の理念のもとに、あらたな自覚と認識にたち、明るく豊かな文化福祉都市」の実現を目指してまちづくりを進めてきました。

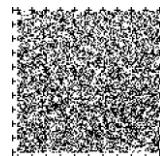
本計画では、こうした国の現状やこれまでの市の取り組みをふまえ、館山市が市民とともに障害者施策を推進していくための基本理念（前提とする考え方）を引き続き、「一人ひとりが尊重しあい、生き方を選び、共に輝く文化福祉都市」とします。

【基本理念】

一人ひとりが尊重しあい、
生き方を選び、
共に輝く文化福祉都市

- 「一人ひとりが尊重しあい」とは、障害のある方もない方も、すべての人がお互いに人権を尊重するまちづくりのことです。
- 「生き方を選び」とは、すべての障害者が、自分の望む生き方を、主体的に選び、決めることができるまちづくりのことです。
- 「共に輝く文化福祉都市」とは、すべての障害者が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、地域での支えあいのもと、きめ細かな支援サービスを受けながら文化的な生活を送れるまちづくりのことです。

この基本理念に基づき、誰もが安心して、自分らしくいきいきと暮らせる館山を目指します。



2 基本方針

本計画では、分野ごとの基本方針を以下のとおり掲げます。

1 市民への啓発・広報の充実

「障害者権利条約」の批准をはじめ、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が成立・施行されるなど、障害の有無にかかわらず地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念については、この館山市においても徐々に浸透してきていますが、まだまだ障害者への差別や偏見は根強く残っています。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、障害への正しい理解を深めるため、今後とも、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。

また、高齢者分野で取り上げられている地域包括ケアシステムについて、高齢者だけでなく、障害者なども含めた市民全体について、地域にある既存の組織を活かしながら、「地域の力」で住みやすいまちづくりを目指します。

2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障害などの予防と早期発見、早期療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えます。

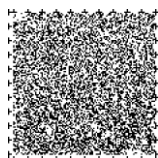
障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

3 地域で育む教育の推進

障害のある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子どもの将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

そのため、乳幼児健診など早期からの発達の遅れや障害の発見、関係機関による切れ目のない支援体制の確立が求められます。さらに、地域の学校・幼稚園・こども園・保育園が特別支援学校と連携しながら、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、子どもの基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。



4 はつらつと働き、活動する場の確保

障害者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活をおくるために重要です。行政においても、自らが障害者の雇用に努めるとともに、民間事業所における各種適応支援制度の活用を図り、雇用を積極的に促進し、障害者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障害者が就業や通所を安定的に続けていくための就労支援に努めます。

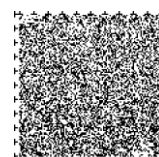
また、「障害者優先調達法」の施行に伴い、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進に積極的に取り組みます。

5 安心して暮らせる生活支援サービスの充実

障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービスの充実を図り、障害者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障害者一人ひとりの生活の質（ＱＯＬ）の向上を図っていきます。また、関係機関が相互に連携しながら、相談体制の充実に努めます。

また、成年後見制度の浸透や第三者評価の実施促進などを通して、障害者の権利擁護や虐待防止についても積極的に取り組みます。



6 安全で人にやさしい生活環境の充実

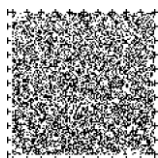
障害者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障害者への配慮や、バリアフリー・ユニバーサルデザインの生活空間づくりが欠かせません。

地域ぐるみで障害者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、利用しやすい住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備など、行政サービスにおいて配慮を行います。

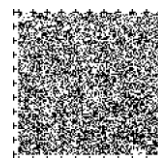
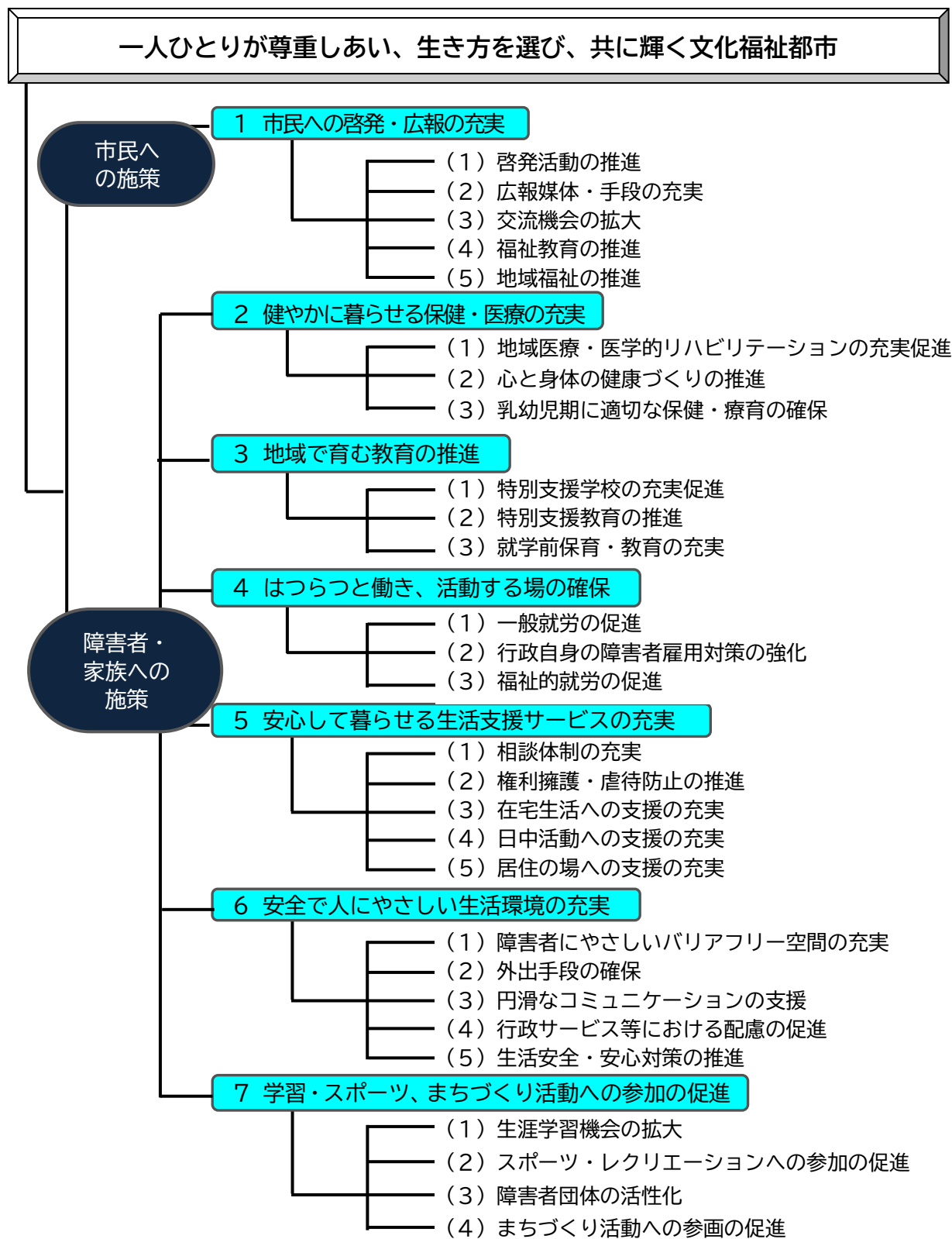
7 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障害者の大きな願いです。

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障害者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かします。



3 施策の体系



4 重点施策

「基本的な考え方」で掲げた7つの基本方針に基づいて、館山市第5次障害者基本計画、第5次障害福祉計画及び第1次障害児福祉計画を推進することにより、障害のある方もない方も、安心して生活できるまちづくりを目指します。

本計画では特に6つの重点施策を設定し、積極的に取り組みます。

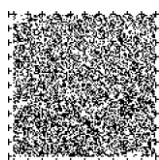
(1) 障害者が安心して暮らせる情報共有の環境づくり

障害者向けの各種サービスは、障害のある方を社会全体で支えていくしくみとして着実に定着しつつあります。

現在、「障害者総合支援法」に基づき、障害のあるすべての人に対して、共通の制度の下で一元的にサービスを提供しています。障害のある方が、地域の中で自分の生活時間に合わせて、自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、様々なサービスが実施されています。

しかしながら、こうした制度やサービスの情報が、障害のある方とその家族に十分伝わっていないのが現状です。

こうした施策による効果をあげるためには、障害福祉にかかわる専門家や各種サービスを利用する障害のある方とその家族に対して、制度の変化や施策の内容を分かりやすく伝える方法を工夫する等、さらなる情報提供の体制の充実を図ります。



（２）相談支援体制の強化

障害のある方が、様々なサービスの中から、必要なサービスを自ら選択し、利用できるシステムを構築することが求められています。相談機能の充実、その中でも重要な役割を占めます。

今後は、すべての障害のある方の相談に、その障害の種類や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実させるとともに、障害のある方が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ることが重要です。

また、障害児の生活課題から、障害者への虐待の問題、高次脳機能障害や発達障害まで、障害者の課題は多様化しています。

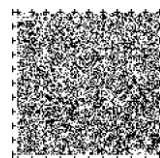
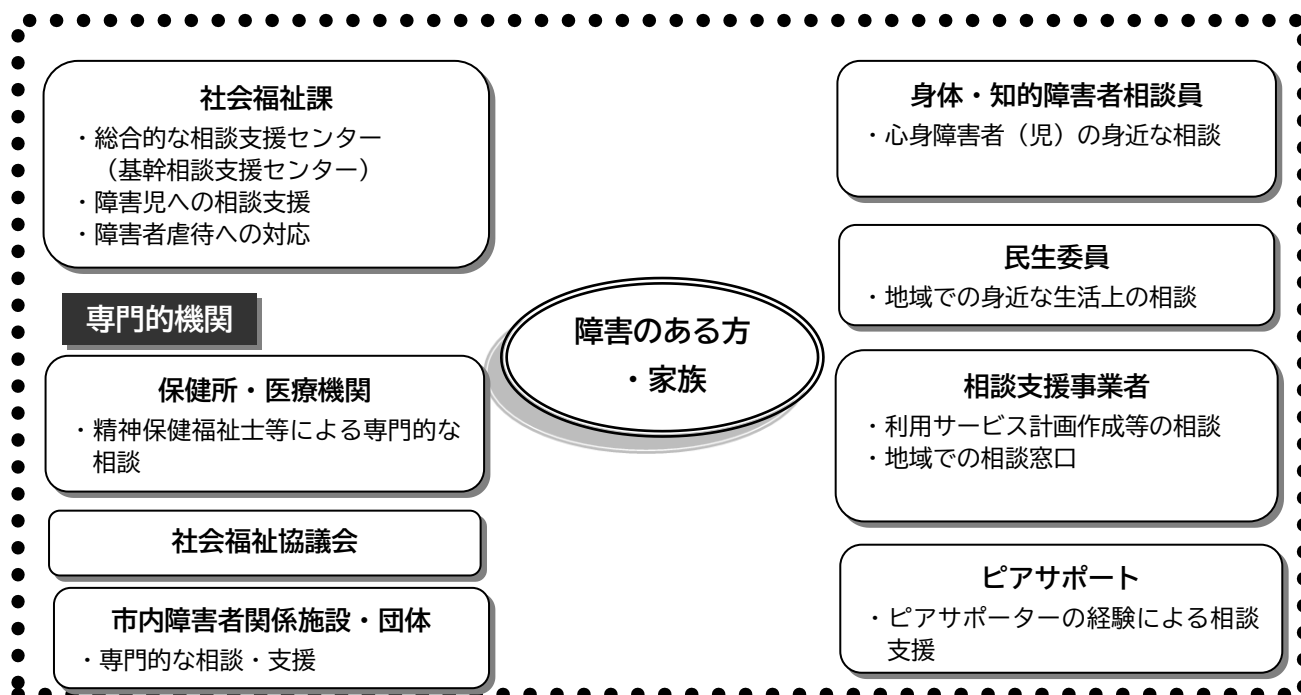
こうした状況に対応できるよう、相談員の学習や研修への参加を促進し、相談・支援能力の向上を図ります。

また、障害のある方が、身近な地域の中での的確な相談を受けられるよう、総合的な相談支援センターを中心として、各地域に相談のできる窓口を設置して、地域における相談・支援体制を構築することも重要です。

特に、相談業務にかかわるすべての人が「障害者総合支援法」の趣旨やサービスの内容を十分理解した上で、障害のある方一人ひとりの状態を正確に把握し、適切なサービスを提供するため調整・協議する場を設置することが必要です。

さらに、総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）では、必要に応じて、相談に来た人がより専門的な相談を受けられるよう、専門相談窓口を紹介できるようにしていく必要があります。

【 市内を中心とした主な相談支援窓口 】



(3) 災害時の障害者への支援体制の充実

障害者とその家族には、災害等の緊急時に十分な支援を受けられるかどうか不安を抱いている人が少なくありません。障害者の中には、緊急に支援が必要な場合にも、誰も支援してくれる人がいないというケースもあります。

こうした状況を改善していくため、障害者や障害者のいる世帯に対して、民生委員や地域の人々の見守り活動を充実させ、支援を求める障害者を早期に発見し、適切な手助けを受けられるようにしていきます。

また、障害者や障害者のいる世帯に対して、災害時に適切な援護を行えるようDMA TやDPA T、DWA Tのような医療・福祉の災害派遣チームとの連携など支援体制の一層の充実を図っていきます。

(4) 自立するための基盤づくり

障害のある方が、地域の中で自分らしく生活していくためには、障害のある方を支援する体制を整備するとともに、障害のある方自身が、こうした支援を受けながら、様々な機会を利用して積極的に社会参画し、自立に向けて取り組んでいくことが重要です。

そのためには、障害のある方が自分らしく生きる意欲を育む支援体制を整備するとともに、障害のある方の自立のための訓練や体験のできる場を充実させていかなければなりません。

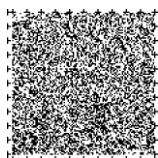
また、障害のある方が福祉的就労から一般就労まで、障害者一人ひとりに合った働き方ができるように、就労支援体制を構築することが求められています。

障害のある方が働くためには、職業訓練の機会の拡充から、就労訓練期間中の各種支援、就労機会の拡大、生活支援の充実、就労継続の支援、一般就労への移行支援、離職の予防、再就職への支援まで、一貫した支援体制が必要となります。

特に、忘れてならないのは、こうした就労支援を実効性あるものとするには、行政が公共施設、民間事業所等へ計画の趣旨を徹底するとともに、協力者への利便を図る等、地域への働きかけを強化していくことが重要です。

障害のある方の中には、様々な事情によって、仕事に就くことが困難なケースもあります。こうした人々の日常の活動場所を充実させていくことも大切です。

市内の福祉資源を有効活用するとともに、隣接市町との連携のもとに、障害のある方が地域の中で自立し、生活できるよう支援していくことが課題です。



(5) 障害者の権利の尊重と差別のない社会づくり

障害者施策においては、障害の有無にかかわらず地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念が以前より掲げられてきましたが、それを補うための法制度等の整備の遅れや、地域において理解があまり進んでいなかった面も見られました。

近年、「障害者権利条約」の批准をはじめ、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などの法整備が進み、千葉県ではこれらに先駆け「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者差別禁止条例）」が制定されており、館山市においても障害者の権利の尊重と差別のない社会づくりに一層取り組まねばなりません。

権利の尊重としては、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する日常生活自立支援事業や、後見人などが法律行為を代理する成年後見制度が整備・運営されており、利用者・相談者も増加傾向にありますが、より一層制度の周知に重点を置いた利用の促進に努める必要があります。

差別のない社会づくりとしては、館山市社会福祉課に障害者虐待防止センターを設置しており、ここでは養護者や使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出に適切に対応することや、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報等の啓発活動を行うこととなっています。他にも市や県等に設置されている、様々な相談機関との連携を図り、情報が適切に共有され重層的に支援できる体制を整えていきます。

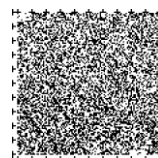
また、持続可能な開発目標（SDGs）の基本理念である「地球上の誰も取り残さない」ことを念頭に障害のある方を一人も残さず、また、ひきこもりの状態にある方にも手を差し伸べます。

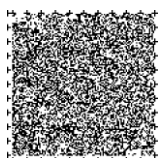
(6) 行政からの率先した取り組み

障害者施策の推進にあたっては、市民一人ひとりの心がけが非常に大きな役割を果たします。一方で、障害福祉に関するアンケート調査では、どのように取り組んでよいか分かりにくいという市民の声も聞かれます。そのため、市民の意識に働きかけることが可能な分野から行政が率先して取り組みを示します。

就労の分野においては、民間企業や官公庁に対して法定雇用率が示されており、市ではこれを達成することに加え、達成が十分でない民間企業等への働きかけを行ったり「障害者優先調達推進法」に基づいた物品の調達を行う際には、市民にも利用が可能な機会を設置できないか検討します。

行政サービスにおいては、障害のある方がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等においては使いやすい投票所等の設置を目指すなどし、また、市の職員は上記に示した場面に限らず、障害のある方と接する機会を持つ機会が多い職種であることから、障害についての研修の機会を持ち、障害や障害者についてよく学び、適切な対応を行えるよう努めます。





第4章 主要施策

1 市民への啓発・広報の充実

〔現状と課題〕

○啓発活動や広報の充実

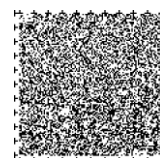
情報について、例えば社会福祉課の窓口等でも各種の制度について説明ができるようパンフレット等を用意して相談の際に使用するなど、各種制度の開始、改正された時には市の広報紙などで努めています。制度自体が多岐にわたっており、すべてをまとめると膨大になることもあり、障害者やその家族など、市民一人ひとりに提供されている状況としては十分でないと感じられています。

アンケート調査では、地域共生社会の実現に向けての障壁として、「どんな行事や活動があるかわからない(情報が伝わってこない)」がいずれの障害者でも共通して回答率が高く、情報提供の充実が求められます。また、「地域の人の障害や病気に対する理解が乏しい」についても回答率が高く、障害や障害者についての啓発、理解促進が重要です。

障害者や障害者福祉のことについては近年、その理解が徐々に高まりつつあるものの、十分であるとは言えない状況です。障害についての理解の促進についてはこれまでも取り組んでまいりましたが、国による「障害者権利条約」の批准や県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者差別禁止条例）」などに基づき、今後は法的な面からも促進の強化が求められます。

また、令和4年5月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、その理念である「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」

「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」ことが求められています。これらのようなことから、障害や障害者についての理解や、障害のある方が受けられるサービスについての情報発信のあり方は大きな課題であると言えます。



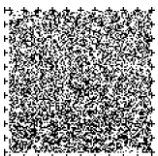
○地域福祉の推進と交流機会の拡大、福祉教育の推進

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、日頃から地域住民が障害者を支えていくことや、障害者や障害者福祉のことを市民がより深く理解することが必要です。そのためには、障害のある方とない方の日常的な交流・ふれあいを拡大していくことが必要です。

館山市では、町内会、民生・児童委員、身体・知的障害者相談員、社会福祉協議会支部の地域ボランティアをはじめ、老人クラブなどの各種団体や隣近所の住民により、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動が展開されています。また、館山市ボランティア連絡協議会に加盟する個人や団体のボランティアに加え、障害者の生活や就業を支援するNPO法人も複数結成されるなど、障害者を支えるボランティアの輪が拡大してきています。

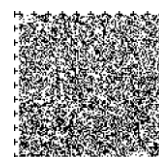
今後はさらに、現在高齢者施策としてはじまった「地域包括ケアシステム」について、高齢者・障害者などを含めた市民全体で捉え、地域にある既存の組織を活かしながら、「地域の力」で住みやすいまちづくりを目指します。

また、市内の小・中・高等学校や幼稚園・こども園・保育園、さらには各種の生涯学習の場においては、施設訪問や車いす体験など、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。福祉教育については、「困っている人を助けることの大切さ」だけでなく、「いろいろな人たちと力をあわせながら、誰もが安心して豊かに暮らせるまちをつくっていく」という「前向きな福祉観」を醸成していくことが、最大の課題といえます。

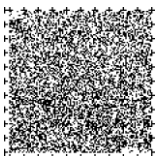


<施策と内容>

施策	内容
広報媒体・手段の充実	・コミュニティ媒体については、市の広報紙「だん暖たてやま」にとどまらず、社協広報「社協たてやま」、「房日新聞」など民間の媒体においても、関係機関・団体の協力を得ながら、障害者福祉制度の紹介や、市内の障害者の声の積極的な掲載などを図ります。当事者団体やボランティアなどの広報媒体の作成に関しても、作成技術、配布方法のアドバイスなど、行政の広報ノウハウを活用した支援を図ります。 ・館山の障害者・障害者福祉情報について、新聞・テレビやインターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを通じて、積極的に情報発信していきます。 ・障害に配慮した伝達手段の確保を図るため、ボランティア団体「麦の会」による音読広報の利用を引き続き促進するとともに、ホームページについては、レイアウトのために文章のつながりを切らないなど、音声変換に配慮した工夫や、色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行う工夫を図ります。さらに、市の職員への研修を実施するなどの改善も図ります。 ・障害者が自分に合ったサービスを利用し、安心して生活できるよう、情報提供体制の一層の充実を図ります。
啓発活動の推進	・「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などの周知に努めるとともに、あらゆる機会をとらえ、まちぐるみで啓発活動に努め、理解を広げ、障害者への差別や偏見のない社会の実現を目指します。 ・障害のある方に関する各種マーク・標識は、バリアフリー等に対応したルールや障害のある方への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある方への理解を促す「心のバリアフリー」につながることから、その用途を踏まえ一層の周知・啓発を図ります。
交流機会の拡大	・あいさつ運動や地域での見守り活動などにより、市庁舎や駅などの公共の場などでの日常的なふれあい・支えあいを促進するとともに、市内の行事やイベントについて、障害者になれるべく参加しやすいしくみに改善していきます。 ・障害者を対象にした行事・イベントへの障害を持たない人の参加を促進していくとともに、障害のある方もない方もともに参画し、楽しめる行事・イベントの企画・実施に努めます。



施策	内容
福祉教育の推進	・学校や幼稚園・こども園、保育園での福祉教育については、今後も、総合的な学習や道徳の時間の活用や、特別支援教育学習支援員などの配置により、障害者の置かれている社会的な課題や、障害者福祉の理念、制度などの理解を深め、「前向きな福祉観」の醸成が図られるよう、県立安房特別支援学校とも協力しながら関係職員の意識や知識・技術の向上に努め、教育を実践します。 ・公民館講座などで、障害者福祉について学習する機会の拡充を図るとともに、特別支援学校や、医療機関、県（安房健康福祉センター等）、NPOなどが開催する障害者福祉関連の公開講座等の周知を図り、市民の利用を促進します。
地域福祉の推進	・社会福祉協議会などと連携しながら、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア育成講座などを通じて、これまで活動に参加したことのない市民のボランティアへの参画を促進していきます。特に、「財団法人千葉県地域ぐるみ福祉振興基金」による「地域福祉フォーラム設置支援事業」を活用し、小域福祉圏域ごとに障害者を見守り支えるネットワークづくりを推進していきます。 ・本計画については、本計画と同時期の令和6年3月に福祉分野における総合的な計画として策定された「館山市地域福祉計画」の下位計画に位置付けられています。



2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

〔現状と課題〕

○地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

障害者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障害の防止・軽減に向けた周産期医療や乳幼児医療、様々な症状の障害児・障害者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障害の軽減のための高次救急医療などを充実していくことが求められます。

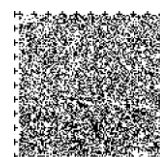
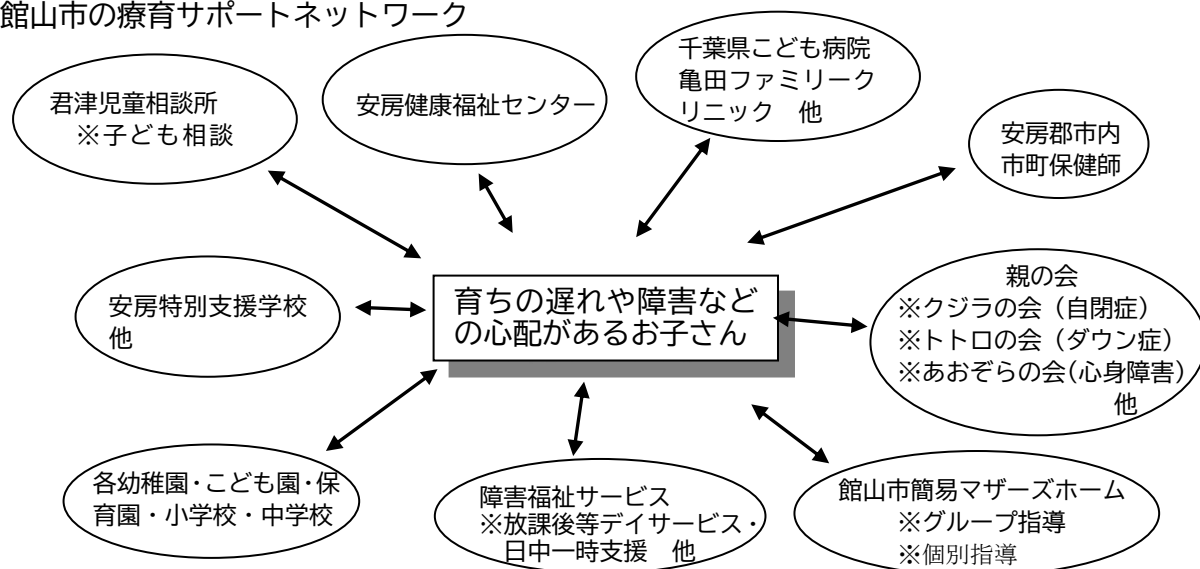
アンケート調査では、保健・医療面での困りごとについて「症状が進む」や「お金がかかる」がどの障害者手帳所持者でも共通して回答率が高く、現在行っている支援の内容や、医療等関係機関との連携の強化が求められます。また「交通が不便」や「症状を伝えにくい」との回答もみられ、医療機関へのアクセスや合理的配慮が求められています。

○乳幼児期の適切な保健・療育の確保

障害者施策としての地域保健には、障害の原因となる病気を予防すること、障害を早期に発見して治療やリハビリテーションにつなげること、障害者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障害や病気の特徴、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

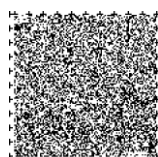
また、乳幼児期における疾病や障害の早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーション能力や社会性などの発達を促すためにも重要です。

■館山市の療育サポートネットワーク

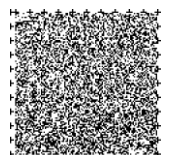


<施策と内容>

施策	内容
地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進	・障害の予防医療の充実や、障害のある方が安心して受けられる地域医療体制づくりを図るため、医師会や県などと連携しながら、医療従事者への障害者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、高度医療機器の充実や医師等の確保など、医療体制の高次・専門化を促進していきます。 ・リハビリテーションについては、医療機関と県・市が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練や、身体障害者や難病患者のリハビリテーション、心の病気のデイケアなどの充実を図ります。また、障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「心身障害者（児）医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用の促進に特化して実施していきます。
心と体の健康づくりの推進	・地域で暮らす子どもから高齢者までが、自らの健康に関心を持ち、正しく学び、健康づくり活動を実践することで、健康の維持・増進や疾病予防が図られます。生活習慣病の発症・重症化予防のために、各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問による指導など、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小した保健事業の充実を図り、不安や悩み、ストレスなどと上手につきあうための心の健康づくりを推進します。また、市民の生活スタイルや環境に配慮した保健指導と、タイムリーな情報提供を通じて、正しい知識の普及や啓発活動を強化していきます。 ・各事業の実施にあたっては、可能な限り、温暖な気候や海、地元食材、温泉など館山市の地域資源の活用に努めます。これらの施策は、広く一般市民を対象とするものですが、障害者一人ひとりの健康の維持・増進につながる対応に努め、必要に応じて、障害者向けの個別事業の展開を図ります。 ・身近な地域で日常的な医療が受けられる、あるいは健康の相談等が気軽にできる、かかりつけ医を持つことはとても大切です。かかりつけ医を持つことの重要性について様々な場面で周知に努めます。



施策	内容
乳幼児期の適切な保健・療育の確保	・保健センターを拠点に、妊婦や、乳幼児への健康診査や家庭訪問により、子どもの所見や保護者の育児不安などを把握し、事後指導や専門療育につなげるなど、今後も母子保健事業の充実に努め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施していきます。 ・育ちの遅れや障害などの心配がある方については、専門療育機関（千葉リハビリテーションセンター等）や福祉団体（館山市心身障害児あおぞらの会・館山市手をつなぐ親の会）などと連携しながら、館山市簡易マザーズホームや福祉サービス事業所において、個別やグループによる訓練・療育、相談を行います。館山市簡易マザーズホームは、児童デイサービス事業や日中一時支援事業の事業所との連携を取りながら、親子が地域とのつながりの中でともに成長し、よりよい親子関係を育む場として、きめ細かな事業の推進に努めます。 ・乳幼児から成人期に至るまで、ライフステージを通じて、一貫した支援が継続して受けられるように、家族や関係機関が共に関わることのできる情報ツールとして「こどもサポート手帳」の活用を促進していきます。



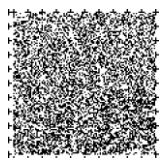
3 地域で育む教育の推進

〔現状と課題〕

学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、発達障害のある子どもたちが増えています。こうした中、盲・ろう・養護学校と小・中・高等学校の特殊学級というこれまでの障害児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」（special support education）が平成19年度から本格実施されています。館山市には、県立安房特別支援学校があり、在学幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの障害の状況に応じたきめ細かな教育・指導を行うとともに、地域住民や小中学校等への相談事業を拡大するなど、特別支援教育の拠点として、地域ニーズへの対応が進められています。

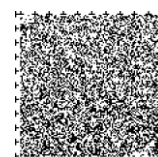
館山市には、小学校が10校（市立）、中学校が3校（市立）、高校等が4校（県立2、私立1と、国立館山海上技術学校）あります。各学校では、障害や発達の遅れのある児童・生徒を可能な限り受け入れており、令和5年3月末現在、特別支援学級児童・生徒数は、小学生が219人、中学生が56人となっています。

就学前の乳幼児についても、館山市には、幼稚園が7園（市立6、私立1）、こども園が3園（市立3）、保育園が7園（市立3、私立4）あります。いずれの園においても、障害や発達の遅れのある幼児を可能な限り受け入れ、障害のある子もない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。



<施策と内容>

施策	内容
特別支援学校の 充実促進	・県に対し、県立安房特別支援学校の教育内容の一層の充実を要望していくとともに、地域の小・中・高等学校等の特別支援教育を幅広く支援したり、「巡回相談」等により特別な支援が必要な子どもへの教育に関する適切なアドバイスを、保護者や保育園・幼稚園・こども園の教職員に対して行うといった、特別支援教育の拠点としての専門性の高い業務の充実・協力について要望していきます。
特別支援教育の 推進	・「特別支援教育コーディネーター」を中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。そのために、支援が必要な子どもすべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。 ・学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。国立・県立・私立の高等学校等についても、市立中学校生徒が進学を希望する場合にバリアフリーの状況などで確認・調整を図るなど、障害児の積極的な受け入れの促進を働きかけていきます。 ・「安房地方特別支援教育振興大会」等の機会を活用し、関係者同士の情報交換を行い、特別支援教育の理解を深めていきます。 ・市内小中学校に複数の特別支援学級が開設され、また、通常学級においても、支援を要する児童生徒が一定数在籍している現状を踏まえ、管理職を始めとするすべての教職員が特別支援教育に対する理解が必須であることを、あらゆる機会を捉え引き続き周知していきます。 ・人員不足や世代交代により、経験の少ない教員が特別支援学級を担う事例もあることから、小中学校の巡回を担当する市職員（会計年度任用職員）や、指導主事の助言・指導、研修等により、人材育成に努めていきます。



就学前教育・保育 の充実	・今後も、教諭や保育士、指導員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を促進していきます。また、障害児の保育・教育について、幼稚園・こども園・保育園と、小学校、安房特別支援学校、市役所の関連部局（教育総務課、社会福祉課、こども課、健康課）、県の関係機関（君津児童相談所、安房健康福祉センター等）の連携強化に努めます。
福祉教育の推進 （再掲）	・学校や幼稚園・こども園、保育園での福祉教育については、今後も、総合的な学習の時間、道徳の時間などを活用しながら、障害者の置かれている社会的な課題や、障害者福祉の理念、制度などの理解を深め、「前向きな福祉観」の醸成が図られるよう、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めながら、教育を実践します。 ・公民館講座などで、障害者福祉について学習する機会の拡充を図るとともに、特別支援学校や、医療機関、県（安房健康福祉センター等）、NPOなどが開催する障害者福祉関連の公開講座等の周知を図り、市民の利用を促進します。

4 はつらつと働き、活動する場の確保

〔現状と課題〕

○一般就労とその支援について

令和5年3月現在、ハローワーク館山管内のハローワークに登録されている就業者数は638人（身体障害者218人、知的障害者188人、精神障害者185人、難病24人、その他障害23人）です。

障害者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや障害者就業・生活支援センター中里などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。また、障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率制度があり、令和6年4月1日からは、常用労働者数40.0人以上の民間企業の法定雇用率は2.5%以上となっています。この点について、ハローワーク館山管内では2.22%（令和4年6月現在）となっています。

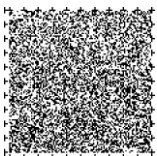
職場適応への支援については、雇用前の「職場適応訓練」（訓練をハローワークから事業主（職親）に委託）や、試行雇用期間の「トライアル雇用」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、正式雇用後の「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあります。また、「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」が「障害者総合支援法」に基づく事業として法定化しています。

障害者雇用についての事業所の理解はまだまだ十分とはいえず、こうした各種制度の活用を促進しながら、市内・近隣市町での障害者雇用を一層強化していくことが求められています。

○公的機関の雇用支援

市役所をはじめとする公的機関は、障害者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められます。先に述べた国や地方公共団体の障害者法定雇用率は2.6%以上となっていますが、令和6年1月現在、市役所で就業する障害者数は9人となっています。

また、平成25年度からは「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることが求められています。



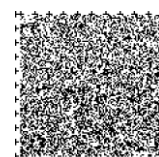
○福祉的就労について

館山市には、福祉的就労の場として、以下の表に挙げたような事業所が運営されています。

こうした福祉的就労の場は、工賃水準が低く、その底上げが課題であり、障害者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、国・県とともに支援を強化していくことが求められます。

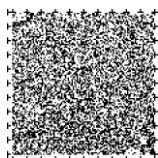
◆市内の主な就労系サービス提供事業所

事業所名	提供している 就労系サービス
中里ワークホーム	就労継続支援（Ｂ型）
館山憩いの家共同作業所	就労継続支援（Ｂ型）
セットアップ	就労継続支援（Ａ型）
わたつみ	就労継続支援（Ｂ型）
かにた作業所 エマオ	就労継続支援（Ｂ型）
ワークス館山	就労継続支援（Ｂ型）
やわたの杜	就労移行支援（一般型） 就労定着支援
就労継続支援Ｂ型 WARP	就労継続支援（Ｂ型）
マリア就労支援事業所	就労継続支援（Ｂ型）
k a i	就労継続支援（Ｂ型）
就労継続支援Ｂ型事業所「大丈夫」	就労継続支援（Ｂ型）
ソレイユネージュ	就労継続支援（Ｂ型）
１ステップ	就労継続支援（Ｂ型）
就労継続支援エール	就労継続支援（Ａ型） 就労継続支援（Ｂ型）
Open	就労継続支援（Ａ型）
ゆみの里	就労継続支援（Ａ型） 就労継続支援（Ｂ型）
オンリーワン	就労継続支援（Ｂ型）
就労継続支援Ｂ型事業所 ららら	就労継続支援（Ｂ型）



<施策と内容>

施策	内容
一般就労の促進	・ハローワークや障害者就業・生活支援センター中里など関係機関と連携し、「障害者雇用支援月間（９月）」を中心に、「障害者雇用促進法」の改正の趣旨を踏まえた、障害者雇用にかかわる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者へ雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。 ・障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を促進していきます。 ・館山商工会議所や「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」などと連携しながら、相談や情報提供などを通じて、自営業や在宅就労の支援や、起業の促進を図ります。 ・国が推進する「医福食農連携（各業界の垣根を越えて、医療・福祉サイドと食料・農業サイドが戦略的に連携すること）」の動向を見ながら、障害者の就労について、農業活動をはじめとする各種分野との取り組みを引き続き推進していきます。 ・「障害者総合支援法」の改正により、新たに創設した「就労定着支援事業（就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連携調整等の支援を一定の期間にわたり行う）」について、制度の周知を図るとともに、相談支援事業所や関係機関等と連携しながら、適切な支援につながるよう努めていきます。 ・自立支援協議会就労部会でも、ハローワークや、障害者就業・生活支援センター、民間会社、特別支援学校、就労継続支援 AB 事業所と連携をとり、一般就労に向け、また、一般就労への定着が図られるよう対応していきます。
行政自身の障害者雇用対策の強化	・引き続き市役所自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障害者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。 ・市役所職員採用における障害者枠の受験資格について、差別的取扱いの禁止、より多くの受験者の確保の観点から、受験の間口を広げるための見直しを進めます。
福祉的就労の促進	・各事業所において、障害者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障害者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。そのために、市民・企業・行政が、障害者に適した業務を発注したり、授産品を活用することを積極的に促進します。



	・これらの施設や、特別支援学校、ハローワークなどと連携しながら、新卒者や、一般就労に自信をなくしている方、高齢障害者などの受け入れを促進していきます。 ・授産品の販売や店舗の営業について、PR を積極的に行います。 ・福祉的就労の場の設置や拡大を検討している個人や法人に対して、相談・助言や遊休施設の貸与など、可能な支援に努めていきます。
--	---

5 安心して暮らせる生活支援サービスの充実

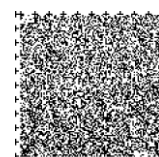
〔現状と課題〕

○相談体制の充実

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本となります。

館山市では、市役所社会福祉課を中心に、こども課、健康課など庁内各部署や社会福祉協議会が連携し、障害者への相談を行っています。また、市が相談支援を委託した相談支援事業所として「安房地域生活支援センター」があります。さらに広域で、より専門的な相談を行う機関としては「千葉県安房健康福祉センター」や「千葉県君津児童相談所」、「中核地域生活支援センターひだまり」などがあります。

この他にも市では障害の特性に合った身体障害者相談員や知的障害者相談員、また、地域で活動する身近な窓口として民生・児童委員などでも個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。



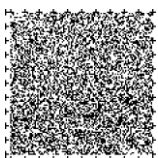
○障害者の権利擁護・虐待防止

千葉県では平成 18 年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者差別禁止条例）」が全国で初めて成立し、国においても、平成 24 年に「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年に「障害者差別解消法」が成立、平成 26 年には「障害者権利条約」に批准するなど、近年では障害者の権利をめぐる様々な取り組みがはじまっています。

権利擁護については、障害特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済などが求められています。

そのため、障害者の権利を擁護するしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」や、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。こうした制度の活用を促進しながら、障害者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

また、虐待防止についても、虐待防止センターの設置や、県が実施する虐待防止・権利擁護研修への参加を通して、適切な相談と対応できる体制を整える必要があり、広報・周知を充実させ、障害者の権利に対して責任のある取り組みを行わなければなりません。



○障害福祉サービスの充実

平成 15 年度の支援費制度以降、「障害者自立支援法」の施行を経て平成 25 年度に制定された「障害者総合支援法」に基づき、在宅生活への支援については、日中の活動の場や居住の場など多くのサービスが法制化されるとともに、地域ごとの特性に合った地域生活支援事業が実施できるようになりました。

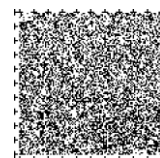
障害者が福祉的就労や訓練、作業、交流などを行う日中活動の場としては、障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。館山市の日中活動の場として、先に記した福祉的就労の場や、「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」、「地域活動支援センター」などがあり、今後、特別支援学校卒業生や、長期入院後の精神障害者などの需要が高まることが予想されることもあり、一層の充実が求められます。

居住の場は生活の基本であることから、ニーズに応じた確保を図っていくことが求められます。

障害福祉サービスの提供に当たっては地域の事業所の力が欠かせませんが、これら事業所の運営上の課題としては、経営の厳しさを挙げる声が見られます。そのため伝統ある事業所や、福祉以外の分野でも地域に長く根付いている企業などと連携を取るなど、提供事業所の安定した運営を支える支援についても今後検討が必要です。

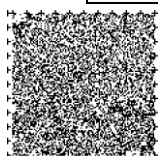
この他にも、国や県で実施されている各種の優遇・減免などの制度について積極的な周知に努め、「福祉タクシー利用助成」など、市単独事業による上乗せ的な支援を行うことにより、可能な限り経済的支援を行います。

近年、これらのサービスは制度等めまぐるしく変化していることから、国の定めるサービスについては、障害福祉計画に将来の利用者数等を見込みながら今後も制度の適切な運用を図ります。市主体の制度については引き続き、その確保・充実に努めていくことが求められます。



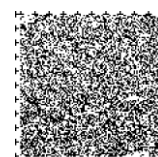
<施策と内容>

施策	内容
相談体制の充実	・ 障害者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。そのため、社会福祉課等の庁内各部局や地域の関係機関が緊密に連携し、相談・支援のネットワークの構築に努めていきます。 ・ 障害者福祉サービスを利用するすべての障害者を対象とし、サービス等利用計画書を作成する計画相談支援（指定特定相談支援事業者）や、入所施設や医療機関から地域への移行・定着を支援する地域相談支援（指定一般相談支援事業者）、通所サービスを利用するすべての障害児を対象としてサービス等利用計画書を作成する障害児相談支援（指定障害児相談支援事業者）等の、障害者（児）に対する相談・支援体制の一層の充実を図ります。 ・ 相談場所では、様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、手話の習得や、絵記号の活用、プライバシーに配慮した対応やそのための相談場所の確保などに努めます。 ・ 様々な要因により、地域社会や家族から孤立し、相談支援機関やサービスの利用に繋がっていない障害者や障害が疑われる人、複合的な課題を抱える人等への対する相談支援について、中核地域生活支援センターや関係機関との連携に努めます。 ・ ひきこもりについては、全国的にその対応が求められているほか、ひきこもっている当事者、家族への支援が必要となっています。ひきこもりの実態調査を行い、ひきこもりのプラットフォームとしての連携強化を図ります。
権利擁護・虐待防止の推進	・ 地域生活支援事業での「成年後見制度利用支援事業」を通じて、制度の周知や「市長による家庭裁判所への手続き申し立て制度」の利用促進などを図るとともに、低所得などの経済的な理由で成年後見制度が利用できない現状もあるため、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大を検討します。 ・ 成年後見センターについては、財政的・人材的な現状を考慮しながら、設置の検討を継続します。また、市民後見人の養成を図るため、安房3市1町での市民後見養成講座を開催します。 ・ 第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。 ・ 平成23年6月に成立した「障害者虐待防止法」を踏まえ、家庭・

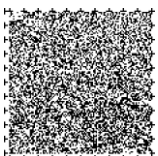


	地域での障害者への虐待については、その発見から相談・支援まで、市を中心に関係機関が緊密に連携し、積極的に取り組んでいきます。
--	--

施策	内容
サービス提供事業所への支援	・事業所運営の安定化を図るため、第三者評価等の有効な利用や地元企業との連携の機会について財政面も含め検討します。
在宅生活への支援の充実	・「障害者総合支援法」に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）や補装具費の支給の円滑な提供を図るとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付・貸与の充実に努めます。 ・「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付については、「介護保険法」の規定による保険給付が優先されることとなりますが、利用者の状況を把握し、介護保険担当課や居宅介護支援事業者等と連携した上で、適切な支給決定を行います。また、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、法改正により指定を受ける事業所の増加に向けた普及啓発に努めます。 ・「障害者総合支援法」の改正により、新たに創設する「自立生活援助事業（障害者支援施設や共同生活援助事業所（GH）等から一人暮らしへ移行を希望する知的・精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等を行う）」について、制度の周知を図るとともに、相談支援事業所や関係機関等と連携しながら、適切な支援につながるよう努めていきます。 ・「障害者総合支援法」以外の事業・サービスについては、市主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。



施策	内容
日中活動への支援の充実	・利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、「3障害の受け入れ」や、「地域活動支援センター事業」、「日中一時支援事業」など「障害者総合支援法」の法制度上の特徴を活かして、通所型サービスの充実を図ります。 ・「障害者総合支援法」のサービスとしては、介護給付としての「生活介護」、「療養介護」、訓練等給付としての「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」があり、特に資源の少ない「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労定着支援」について市内外の社会福祉法人やNPO法人、障害者団体、その他有志市民などと連携しながら、新規参入などを促進していきます。 ・障害者の日中活動の場として高齢者施設（デイサービスセンターなど）を活用することは、地域資源の有効活用につながることから、「基準該当サービス＊」の導入などによる障害者の利用を推進していきます。 （＊基準該当サービス：ここでは、高齢者へのサービス提供を主とする介護保険通所介護事業所において、障害者福祉の制度も提供されるよう基準該当サービスの適用を行うことをいっている。）
居住の場への支援の充実	・利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、住宅確保要配慮者居住支援法人と連携し既存の施設サービスの適切な実施と需要にあわせた施設の新設などを促進していきます。



6 安全で人にやさしい生活環境の充実

〔現状と課題〕

○障害者にやさしい公共空間の整備

館山市においても、バリアフリーやユニバーサルデザインについて館山駅舎や市庁舎玄関など公共施設を中心にその取り入れに努めてきました。

このような取り組みの理念や法制度を尊重しながら、また、市民の声を生かしながら、障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めていくことが求められています。

○暮らしやすい住宅づくりの促進

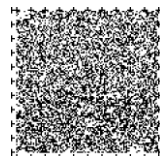
暮らしやすい住宅は、在宅の障害者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障害者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

○外出手段の確保

障害者の外出を支援する施策については、障害福祉サービスで行う同行援護、行動援護や、地域生活支援事業の移動支援事業による社会参加等のための外出支援等があります。また、市と社会福祉協議会による福祉カー貸出などがあります。

さらに、経済的支援として、福祉タクシー利用助成や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を行うとともに、国の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障害者の社会参加を促進するため、こうした制度の一層の活用が求められます。

鉄道や路線バス、高速バスなどの公共交通機関については、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、施設面や運行面での一層の障害者への配慮が求められます。



○円滑なコミュニケーションの支援

「障害者の権利に関する条約」の一般原則の一つに「施設及びサービス等の利用の容易さ」が掲げられているように、近年では、障害のある方が自立して生活したり、社会参加するためには、様々なサービスや情報に対して十分にアクセスが可能である必要がある、という「アクセシビリティ」という考え方が唱えられています。

情報における視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。それには、障害者ではない人と同じ内容、同じ時点の情報を取得でき、障害の種類や程度に応じた手段を自ら選択できるようにすることが重要です。

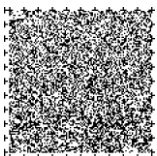
また、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、公的機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、行政自体が障害者への合理的配慮が進むようアピールしていくことが肝要です。

○生活安全対策の推進

東日本大震災以降、障害者など災害時要援護者対策の重要性が、わが国全体で大きな課題となっています。特に大規模災害時における初期活動は、地域で日頃からの見守り活動が大切です。

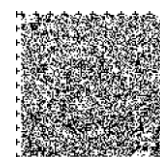
アンケート調査では、災害時の不安として「障害や病気への配慮」がいずれの障害者でも共通して高く、福祉避難所についての周知を徹底する他、地域における障害への理解が重要です。また、「避難場所まで行くこと」や「避難先での治療」、「まわりとの意思疎通」などの回答もみられ、普段からの関係づくりや防災訓練などへの参加、地域における障害への理解を深めることが重要です。

また、近年、わが国では、特殊詐欺に関わる強盗や金属窃盗のニュースが報道されるなど治安の悪化が進んでおり、地域ぐるみで防犯対策を強化していくことが求められます。

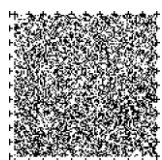


<施策と内容>

施策	内容
障害者にやさしい公共空間の整備	・道路や公園、公共建築物などについて、障害者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、駅や商店など、民間公益施設についても、改善への協力を要請していきます。 ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、可能な限り、直接、障害者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。 ・高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって、安全で円滑な移動が可能となるよう、バリアフリーを考慮した車道面と歩道面の段差が少ないセミフラット形式の歩道設置に努めます。
暮らしやすい住宅づくりの促進	・民間住宅の改造について、市の改造費助成制度や「日常生活用具給付等事業による住宅改修」の利用を促進します。
外出手段の確保	・公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。 ・交通安全対策の推進に努めます。 ・外出支援策については、障害者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院等介助」や、地域生活支援事業の「移動支援」、その他市や市社協により事業を重層的に提供していくとともに、外出に関する経済的支援制度の利用を促進していきます。 ・重度の視覚障害者を対象とした同行援護についても、ニーズを踏まえて実施していきます。



施策	内容
円滑なコミュニケーションの支援	・地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」や「意思疎通支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付や貸与を行うとともに、行事・イベントなどでの手話通訳者・奉仕員や要約筆記者の活用を促進します。 ・手話奉仕員等の人材養成に努めるとともに、研修修了者が手話通訳者養成講座を受講しやすいよう、安房地域での開催について県へ要望していきます。 ・緊急時のコミュニケーション手段として緊急通報装置の利用促進を図ります。
行政サービス等における配慮の促進	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき策定した「館山市職員対応要領」により、事務又は事業を行うに当たり適切な対応に努めます。 ・市の職員は、窓口などにおいて障害のある方と接する機会が多い職種であることから、障害についての理解を深めるための研修などを行います。 ・障害のある方がその権利を円滑に行使することができるよう、施設や施設利用への配慮を推進します。 ・障害に配慮した伝達手段の確保を図るため、ボランティア団体「麦の会」による音読広報の利用を促進するとともに、インターネットホームページについては、レイアウトのために文章のつながりを切らないなど、音声変換に配慮した工夫を図ります。 ・選挙においては、各投票所の状況に応じてバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの視点に立った投票環境の整備に努めます。
生活安全・安心対策の推進	・障害者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、障害者、高齢者などで避難行動に支援が必要な人への支援体制を明らかにした避難行動要支援者個々の避難支援策を、避難支援員となる自主防災組織や消防組織、民生委員など関係者と策定していきます。 - なお、医療的ケア児等については、安房3市1町で共通の災害時個別支援計画「避難ぷらん安房」を作成し、対象者への聞き取り調査、運用を進めています。 ・防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、関係団体と連携して地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。



7 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

〔現状と課題〕

○各種活動への参加機会の拡大

障害者が地域の生涯学習活動に参加することは、障害者自身の生活の質（ＱＯＬ）の向上や自己実現につながるだけでなく、市民どうしの交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。しかし、施設の段差や、開催情報の周知の不徹底など、参加にあたっての障壁はまだまだ多く存在します。

館山市では、公民館講座や自主グループ活動などで、障害の有無を問わず楽しめる学習やスポーツ・レクリエーション活動が行われています。しかしながら、障害者一人ひとりが心身の状況やニーズに応じて、気軽に生涯学習活動やスポーツなどの活動を楽しめる環境は、十分とはいえません。

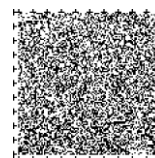
そのため、施設や講座等の使いやすさをこれまで以上に高めていく必要があります。

○障害者団体の活性化

館山市には、障害者の当事者や家族の団体として、「館山市身体障害者福祉会」や、「館山市手をつなぐ親の会」、「館山市心身障害児あおぞらの会」、ＮＰＯ法人「なの花会（安房郡市の精神障害者家族会）」、「クジラの会（日本自閉症協会千葉県支部安房地区分会）」、「トトロの会（ダウン症児の親の会）」、「館山視覚障害福祉会」、ＮＰＯ法人「ふぁっとなばー」などがあります。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあり、近年では、福祉サービスの実際の提供主体となる団体も増えている他、加入者に対しての情報提供の窓口ともなっており地域において重要な役割を果たしています。

そのため、地域の障害者に対して、団体の紹介を行うなどの加入の促進等を行うことで各団体の活性化を図ります。



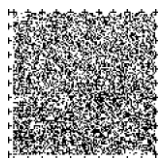
○まちづくり活動への参画の促進

「ノーマライゼーション」の実現のためには、障害者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障害のある方とない方が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

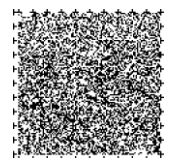
中でも、地域における施設等が整備される際には、障害のある方の声に耳を傾けることで、より施設が使いやすいものとなり、それがより実態の伴ったバリアフリー・ノーマライゼーションへとつながることが考えられます。

<施策と内容>

施策	内容
生涯学習機会の拡大	・地域における多様な学習機会に障害者が気軽に参加できるよう、障害者に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めるとともに、障害者の学習ニーズに応じた公民館講座等の開設や出前講座の推進などに努め、新規講座の開設も随時行っていきます。
スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	・障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、障害のある方もない方もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。ボッチャ大会など障害の有無にかかわらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。



施策	内容
障害者団体の活性化	・障害者団体は、障害者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も、障害者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。
まちづくり活動への参画の促進	・今後、市で実施される各種施策・事業について、可能な限り、障害者の参画を促進します。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を図ります。また、障害者自身が他の障害者を支援する「ピアサポート」活動など、障害者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。



第5章 成果目標の設定

1 前回計画の目標の進捗状況

(1) 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標と達成状況

【第6次計画における数値目標】

①施設入所者の削減

重度障害者の地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備が進んでおらず、施設入所の需要は高くあることから、現状維持を目標とする。

(令和元年度末施設入所者数 67 人)

②施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【進捗状況】(各年度末)

項 目	目標	令和4年度	令和5年度	評価
基準時点の入所者数(A)	66人	-	-	-
【目標値①】 地域生活移行(B)	4人	1人 (人)	人 (0人)	達成率 0%
【目標値②】 入所者削減(C)	0人	人	人	達成率 0%
令和5年度末の入所者数(D)	66人	62人	人	

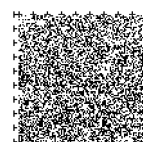
【令和3年度・令和4年度末の分析】

福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末時点における施設入所者66人に対し、令和3年度末までに4名が退所しており入所者は62名。地域生活へ移行1名、介護施設へ入所はゼロ、1名は死亡によるもの。

令和4年度は、3名が退所、地域生活への移行1名、介護施設への入所1名、1名は死亡によるもので、入所は、2名。

⇒地域での受け皿の一つとして、共同生活援助事業所（GH）が増加しているものの、利用者や支援者（家族ほか）の状況によって、施設入所者の地域移行に結び付いていない。



(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標と達成状況

【第6次計画における活動指標】

活動指標				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	指標	2	2	2
	実績	2	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	指標	36	36	36
	実績	32	34	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	指標	1	1	1
	実績	0	0	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	指標	1	1	1
	実績	1	1	
精神障害者の地域定着支援の利用者数	指標	1	1	1
	実績	0	0	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	指標	68	78	90
	実績	58	61	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	指標	1	1	1
	実績	1	3	

精神保健医療福祉体制の基盤整備量		
令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制（千葉県算出）	指標	15人
	実績	

【令和3年度・令和4年度末の分析】

精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議の場の設置

平成31年3月、地域自立支援協議会地域移行部会を活用し、安房圏域における協議の場を設置した。コロナ禍の影響により開催回数に変動があったが、毎年1～2回実施している。令和3年度の地域移行支援の利用者は、1人、地域定着支援の利用者は、0人、自立生活援助の利用者は1人である。令和4年度は、自立生活援助の人数が3人へと増え、他の人数に変わりはない。

今後も、精神障害者にも対応した「地域包括ケアシステム」構築を目指し、普及啓発などにも力を入れていく。

(3) 「地域生活支援拠点の整備に向けて」の目標と達成状況

【第6次計画における数値目標】

館山市ではこの「拠点の整備」に向けては、それぞれの機能を地域において分担して取り組む「面的整備」として取り組むことを検討する。

項 目	目 標	令和5年度	評価
地域生活支援拠点等の整備	「面的整備」として取り組む	0	△

【進捗状況】（各年度末）

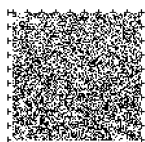
活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0	0	0
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3	3	3

【令和3年度・令和4年度末の分析】

地域生活支援拠点等の整備

拠点整備が行えないか検討しているが実現には至っていない。

「面的整備」を中心に、各々の事業所の機能を把握しながら、整備できるよう検討していく。



（４）「福祉施設から一般就労への移行」の目標と達成状況

【第６次計画における数値目標】

国の基本指針に基づき設定する

①一般就労移行者数

令和５年度までに、令和元年度実績の１．２７倍以上

②就労移行支援における一般就労移行者数

令和５年度までに、令和元年度実績の１．３０倍以上

③就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数

令和５年度までに、令和元年度実績の１．２６倍以上

④就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数

令和５年度までに、令和元年度実績の１．２３倍以上

⑤就労定着支援事業の利用者数

令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の７割が就労定着支援事業を利用することを基本

⑥就労定着支援事業の就労定着率

令和５年度における就労定着支援による就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本

【目標及び進捗状況】（各年度末）

項 目	目標	令和４年度	令和５年度	評価
令和５年度までの一般就労移行者数	８人	４人	人	
令和５年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	１人	０人	人	
令和５年度までの一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	１人	０人	人	
令和５年度までの一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	６人	４人	人	
令和５年度における一般就労に移行する人の就労定着支援事業の利用率	７０％以上	－		
令和５年度における就労定着支援事業の就労定着率	７０％以上	－		

【令和３年度・令和４年度末の分析】

福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和４年度末までに就労移行支援利用者２人、就労継続支援Ｂ型利用者５人が、一般就

労へつながった。

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業所は令和4年度末時点で市内に1カ所である。利用者数は令和4年度末までに7人となっている。(令和3年度2人、令和4年度5人)

③ 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業所は令和4年度末時点で市内に1カ所である。利用者数は令和4年度末までに1人となっている。(令和3年度0人、令和4年度1人)

④ 支援開始1年後の就労定着率

令和3年度は利用者なし。令和4年度は1人が利用している。

(5) 「障害児支援の提供体制の整備」の目標と達成状況

【第6次計画における目標】

①児童発達支援センターの設置

安房圏域において1か所以上の設置について検討する。

②保育所等訪問支援を利用できる体制

現行の実施事業所の提供体制の確保、新規事業者の参入を促進し、サービス提供体制の拡充を促進する

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

安房圏域において1か所以上の設置について検討する。

④医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

協議の場については、設置済みである。引き続き、関係機関等との連携を図る。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

安房圏域において、1人以上設置することについて検討する。

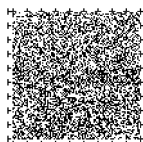
【進捗状況】（各年度末）

項 目	目 標	令和5年度	評価
児童発達支援センターの設置	安房圏域において1か所設置検討		×
保育所等訪問支援を利用できる体制	新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の拡充を促進する。	1	○
重症心身障害者を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	安房圏域において1か所設置検討	0	×
医療的ケア児支援のための、協議の場の設置	引き続き、関係機関等との連携を図る。	自立支援協議会 こども部会（専門部会）にて協議	○
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人以上配置	4	○

【令和3年度・令和4年度末の分析】

障害児支援の提供体制の整備等

- ・令和3年度末時点、児童発達支援センターは、設置されていない。
- ・医療的ケア児支援については、自立支援協議会子ども部会の専門部会（ワーキンググループ）で協議している。



（６）「相談支援体制の充実・強化等」の目標と達成状況

【第６次計画における目標】

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保について、検討する。

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保について検討する。

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	(実施に向け検討)		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	(実施に向け検討)		
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	(実施に向け検討)		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	(実施に向け検討)		

【令和３年度・令和４年度末の分析】

相談支援体制の充実・強化等

複合的な相談が増える中、障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、日々抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要となってくる。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行うことも期待されている。安房地域での相談支援事業者は徐々に増えつつあるため、相談支援事業者の質の向上を目指すことも必要である。

基幹相談支援センターを中心とした支援機関の連携による包括的な相談支援体制を整えるためにも、設置が必要と考える。

（７）「障害福祉サービス等の質の向上」の目標と達成状況

【第６次計画における目標】

サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築を図る。

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	各種研修への参加など、体制の構築を図る。

活動指標			
	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	５人	５人	５人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	未実施	障害福祉サービスデータベースに審査結果の提供	障害福祉サービスデータベースに審査結果の提供

【令和３年度・令和４年度末の分析】

障害福祉サービス等の質の向上

- ・個別事例の具体的な支援のあり方については、適宜ケース会議や事業所との面談等により協議を重ね、情報の共有を図っている。
- ※令和５年度には、県の指導結果で市と協議することとなった事案について、事業所と現状の確認をし、今後の対応について協議を行った。

2 新たな成果目標の設定

「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 8 年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和 8 年末の時点で令和 4 年末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする	重度障害者の地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備が進んでおらず、施設入所の需要は高くあることから、現状維持を目標とする。 (令和 4 年度末施設入所者数 62 人)
地域生活移行者数	令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活に移行することを基本とする	国の基本指針に基づき、6 % 以上が施設入所から地域生活に移行することを目標とする。 (令和 4 年度末施設入所者数 62 人)

目 標 値	
令和 8 年度末の施設入所者数	58 人
令和 8 年度末までの地域生活移行者数	4 人

目標実現に向けた取組

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら、計画相談支援を中心とした各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進します。なお、地域生活への移行を促進するため、入所期間の定めがある通過型グループホーム等の導入の検討を千葉県へ促します。また、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	36	36	36
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	63	63	63
精神障害者の自立生活援助の利用者数	3	3	3

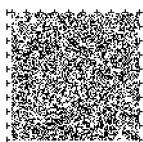
精神保健医療福祉体制の基盤整備量	
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制（千葉県算出）	15人

目標実現に向けた取組

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、圏域内の現状把握と課題の抽出を行った上で、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実、ピアサポート活動の推進、地域の啓発活動などが実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、障害者に対する誤解・偏見が生じないよう、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図るとともに、より質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。



	国の基本指針	設定の考え方
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする ・令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする ・精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする	国の基本指針に基づく

(3) 地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援の充実	・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証することを基本とする ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする	それぞれの機能を地域において、分担して取り組む「面的整備」として取り組むことを検討する。

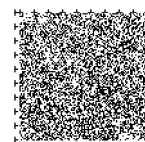
目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	(設置に向け検討)		
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	(設置に向け検討)		

目標実現に向けた取組

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

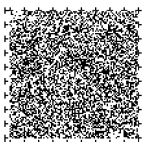
検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、具体的な協議を進めます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の基本指針に基づき設定する (令和3年度実績3人)
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上	国の基本指針に基づき設定する (令和3年度実績2人)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.29倍以上	国の基本指針に基づき設定する (令和3年度実績0人)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の基本指針に基づき設定する (令和3年度実績1人)
終了者の5割以上が一般就労へ移行した就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする	国の基本指針に基づき設定する
就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする	国の基本指針に基づき設定する (令和3年度実績0人)
利用終了後の就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所の割合	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	国の基本指針に基づき設定する (令和3年度実績1人)

目 標 値	
令和８年度までの一般就労移行者数	４人 (1.33 倍増)
令和８年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	３人 (1.5 倍増)
令和８年度までの一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	１人 (皆増)
令和８年度までの一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	２人 (２倍増)
終了者の５割以上が一般就労へ移行した就労移行支援事業所の割合	100%以上
令和８年度までの就労定着支援の利用者数	１人 (皆増)
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合	100%以上

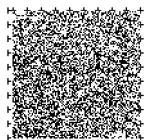


目標実現に向けた取組

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

就労系障害福祉サービスの充実を図るため、就労移行支援や就労定着支援への新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の拡充を図ります。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする	安房圏域において、1か所以上設置することについて検討する。
障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	現行の実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、需要の増大に対応するため、新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の拡充を促進する。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	安房圏域において、1か所以上設置することについて検討する。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	協議の場については、設置済みである。引き続き、関係機関等との連携を図る。 現状、館山市における医療的ケア児等に関するコーディネーターは、3法人4名が配置されており、これを維持する。

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	新規事業所の参入を促進し、サービス提供体制の拡充を促進

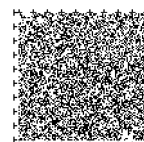
目 標 値	
	する。
令和８年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	１か所
令和８年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	１か所
令和８年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	引き続き、関係機関等との連携を図る。
令和８年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	４人以上

活動指標			
	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	(実施に向け検討)		
ペアレントメンターの人数	(実施に向け検討)		
ピアサポートの活動への参加人数	(実施に向け検討)		

目標実現に向けた取組

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を充実していきます。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保について、検討する。
協議会の体制の確保	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する	館山市自立支援協議会相談部会が担っている。

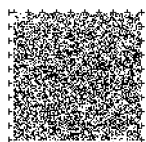
目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保について検討する。
協議会の体制の確保	協議会の体制を維持する。

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	(実施に向け検討)		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	(実施に向け検討)		
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	(実施に向け検討)		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	(実施に向け検討)		

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを早期に設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築を図る。

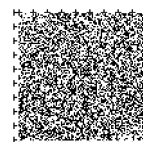
目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	各種研修への参加など、体制の構築を図る。

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	(実施に向け検討)		

目標実現に向けた取組

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。



第6章 サービス見込量

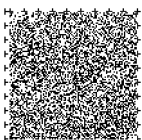
1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者で常に介護を必要とする人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	人分	62	54	53	66	66	66
	時間分	561	655	868	1,532	1,532	1,532

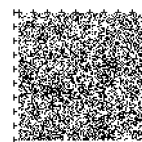


② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 障害者が、質の高い地域生活が送れ、安心して暮らしていけるよう、訪問による支援の拡充を促進します。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

（２）日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、地域で自立した日常生活を営むために必要な訓練、社会生活力の評価、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する６５歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 （Ａ型）	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 （Ｂ型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。



① 必要な量の見込み（１月当たり）

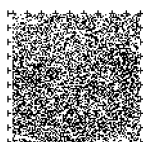
サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人分	126	131	140	130	130	130
	人日分	2,150	2,555	2,637	2,555	2,555	2,555
自立訓練 （機能訓練）	人分	0	0	1	0	0	0
	人日分	0	0	1	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人分	13	10	28	13	13	13
	人日分	166	132	436	170	170	170
就労選択支援	人分				-	1	1
就労移行支援	人分	2	1	3	2	2	2
	人日分	16	15	60	30	30	30
就労継続支援 （A型）	人分	2	16	12	11	11	11
	人日分	38	304	207	210	210	210
就労継続支援 （B型）	人分	195	201	241	212	212	212
	人日分	3,028	3,551	3,854	3,745	3,745	3,745
就労定着支援	人分	1	0	2	1	1	1
療養介護	人分	3	3	3	3	3	3
短期入所 （福祉型・医療型）	人分	16	24	43	19	19	19
	人日分	216	232	409	184	184	184
精神障害者の自 立訓練（生活訓 練）	人分				1	1	1
重度障害者の生 活介護	人分				1	1	1
うち強度行動 障害	人分				0	0	0
うち高次脳機 能障害	人分				1	1	1
うち医療的ケ アを必要とす	人分				0	0	0
重度障害者の短 期入所（福祉型）	人分				1	1	1
うち強度行動 障害	人分				0	0	0
うち高次脳機 能障害	人分				1	1	1

うち医療的ケアを必要とす	人分				0	0	0
--------------	----	--	--	--	---	---	---

※0については、利用すべき人がいた場合は、対応します。

② 見込量確保の方策

- 今後は、利用者数の増加が見込まれるサービス、利用者数が飽和状態となったサービスを見極め、適切なサービス提供と事業者参入の促進に努めていきます。
- 障害者が、地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときや身体的・精神的軽減のために利用できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等を整備・誘導に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。



(3) 居住支援・施設系サービス

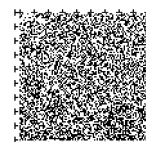
サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障害者で、地域で一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活を継続できるように相談・助言等を行います。
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	1	4	1	4	4	4
共同生活援助	人分	114	124	120	124	124	124
重度障害者の共同生活援助	人分				0	0	0
うち強度行動障害	人分				0	0	0
うち高次脳機能障害	人分				0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人分				0	0	0
施設入所支援	人分	64	60	67	61	61	61

② 見込量確保の方策

- 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住支援・施設系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、重度障害者のグループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの質の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- 障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。



(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

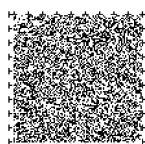
サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	79	92	37	96	96	96
地域移行支援	人分	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。また、サービス提供事業者の負担軽減を図るため、自立支援協議会の場を活用して協議を進め、情報共有を図ります。
- 地域で生活している障害者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを早期に設置し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



（５）補装具の購入・修理、自立支援医療（更生医療・育成医療）

○ 補装具の購入・修理

障害者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供を図り、提供体制の充実を図ります。

○ 自立支援医療（更生医療・育成医療）

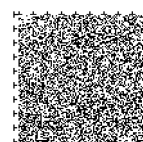
申請に対し迅速な対応に努めるとともに、財源確保を図ります。

サービス名		単位	実績		見込み	見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
補装具	購入	利用者数	31	31	41	31	31	31
	修理	利用者数	33	27	28	28	28	28
自立支援医療	更生医療	利用者数	104	106	89	106	106	106
	育成医療	利用者数	3	5	6	5	5	5

【令和３年度・令和４年度末の分析】

障害福祉サービスと相談支援

- ・令和４年度は、日中活動の自立訓練（生活訓練）・就労移行・就労定着以外のサービスでは利用量が伸びている。
- ・自立訓練（機能訓練）サービスは、地域に対応している事業所がなく、利用につながっていない。



2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者への理解を深めるための講演会や啓発（イベント、パンフレット、啓発用リーフレットの作成・配布等）を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	—	—	—	(実施に向け検討)		

② 見込量確保の方策

- 障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行い、心のバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

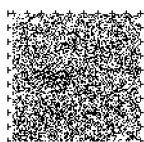
サービス	概要
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	—	—	(検討)	(実施に向け検討)		

② 見込量確保の方策

- 自助グループの活動を支援し、障害者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。
- 災害時の支援拠点を整備し、DPAT、DMAT等との連携を図り、障害者が適切な支援が受けられる体制の構築に努めます。



(3) 相談支援事業

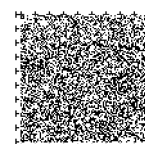
サービス	概要
相談支援事業	障害者やその家族の相談や必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助などを行います。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うものです。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置状況	0	0	1	(実施に向け検討)		
住宅入居等支援事業	実施状況	—	1	1	(実施に向け検討)		

② 見込量確保の方策

- 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、また、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材の育成、地域移行に向けた取組み等を実施されるよう、相談支援機能の強化を図ります。
- 相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを早期に設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。



(4) 成年後見制度利用支援事業

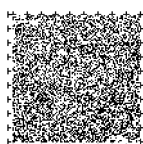
サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、成年後見制度の利用（親族等申立審判請求の費用、後見人等の報酬）を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見人制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	4	4	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	—	—	(検討)	(実施に向け検討)		

② 見込量確保の方策

- 判断力が不十分な障害者が、財産管理や契約で不利益を被ったり、権利侵害にあつたりすることなく、尊厳をもって安心して地域で生活が続けられるよう、安房3市1町で設置した安房地域権利擁護推進センター（中核機関）を中心に制度に関する相談や普及啓発を行い、成年後見制度による支援を必要とする障害者に対し、その利用の促進をします。
- 必要な人に必要な支援を届けられるよう、権利擁護支援員（市民後見人）の養成講座を実施するとともに、実務経験を積めるような受入体制の整備や講座修了者に対する継続的かつ効果的なフォローアップ研修を実施し、担い手確保とその育成に取り組めます。また、成年後見制度について、広報活動を行い、市民の制度への適切な理解促進に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。



(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚障害等により意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	41	49	54	49	49	49
手話通訳者設置事業	実施状況	1 (兼務)	1 (兼務)	1 (兼務)	1 (兼務)	1 (兼務)	1 (兼務)

② 見込量確保の方策

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き手話通訳者養成講座を実施します。
- 聴覚、言語・音声機能などに障害のある市民のコミュニケーション支援のため、関係団体との連携強化を図ります。



(6) 日常生活用具給付等事業

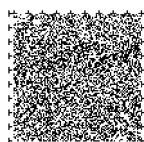
サービス	概要
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者などに対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付又は貸与します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	0	1	5	3	3	3
自立生活支援用具	件	5	0	6	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	9	3	6	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	16	13	26	20	20	20
排泄管理支援用具	件	1,132	1,307	1,335	1200	1200	1200
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。
- 障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。



(7) 手話奉仕員養成研修事業

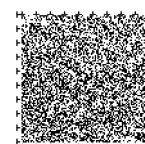
サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	3	3	1	1	2	2

② 見込量確保の方策

- 引き続き、安房3市1町での共同開催を行い、人材育成に努めるとともに、研修修了者が手話通訳者養成講座を受講しやすいよう、安房地域での開催について県へ要望していきます。
- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます



(8) 移動支援事業

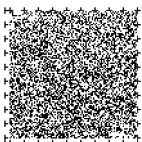
サービス	概要
移動支援	屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等のための外出時に移動中の介護を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援	実利用者数	2	4	3	4	4	4
	延べ利用時間	59	233	588	588	588	588

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。



(9) 地域活動支援センター事業

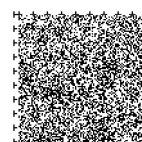
サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、障害者間の交流等を目的とした事業を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 (市内)	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	42		50	45	45	45
地域活動支援センター事業 (市外)	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	8		30	10	10	10

② 見込量確保の方策

- 地域活動支援センター機能強化事業を実施するとともに、利用者本位のサービス展開を促進し、定員増や新規参入意向についても積極的に受け入れていくよう努めます。
- 相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。



(10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	日中において監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者及び障害児に対し日中における活動の場を確保します。
訪問入浴サービス	障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して身体清潔の保持・心身機能の維持を図ります。
知的障害者職親委託	知的障害者が就職に必要な知識、技術等を習得することにより知的障害者の雇用の促進及び職場における定着性を高めるため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	16	18	28	30	30	30
	利用日数	291	375	700	700	700	700
訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	4	4	5	5	5
	利用日数	351	186	192	350	350	350
知的障害者職親委託	利用者数	0	0	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。
- 知的障害者職親委託については、利用意向に応じ、サービスの提供を図るとともに、委託の引受先の拡大を図ります。

【令和3年度・令和4年度末の分析】

地域生活支援事業

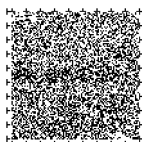
① 必須事業

- ・ 日常生活用具給付等事業について、平成30年度より情報・意思疎通支援用具として、人工鼻を給付対象として開始。
- ・ 手話奉仕員養成研修事業について、安房地区共催で開催。令和3年度、令和4年度は南房総市、令和5年度は鴨川市の会場にて実施。

- ・ 地域活動支援センターについて、市内にⅢ型が 1 カ所、市外にⅠ型が 1 カ所設置しており、創作的活動や生産活動、障害者間の交流等を目的とした事業を実施している。

②任意事業

- ・ 日中一時支援について、市内外の 15 事業所と委託契約を結び、提供体制の確保を図っている。



3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	19	26	10	24	24	24
	人日分	95	195	73	180	180	180
医療型児童発達支援	人分	0	0	1	0	0	0
	人日分	0	0	1	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	138	97	118	118	118	118
	人日分	1,058	1,080	1,498	1,313	1,313	1,313
保育所等訪問支援	人分	11	13	3	10	10	10
	人日分	32	30	9	24	24	24
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	1	0	0	0
	人日分	0	0	1	0	0	0
障害児相談支援	人分	39	67	60	66	66	66
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	4人	-	-	4	4	4	4

【令和3年度・令和4年度末の分析】

児童福祉法下のサービス

- ・児童福祉サービス事業所の増加により、利用の増加に繋がった。

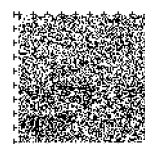
特に児童発達支援については、利用ニーズに対し事業所が少なく、希望のとおりの日数を利用できていなかったが、事業所の増加により一定程度解消された。

市内の障害児相談事業所：事業所 2（令和 4 年度に 1 増加）

市内の児童発達支援事業所：事業所 4（令和 4 年度に 2 増加）

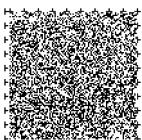
市内の放課後等デイサービス事業所：事業所 7（令和 4 年度に 2 増加）

市内の保育所等訪問支援事業所：事業所 1（増減なし）



② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

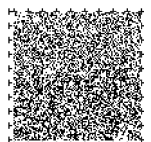
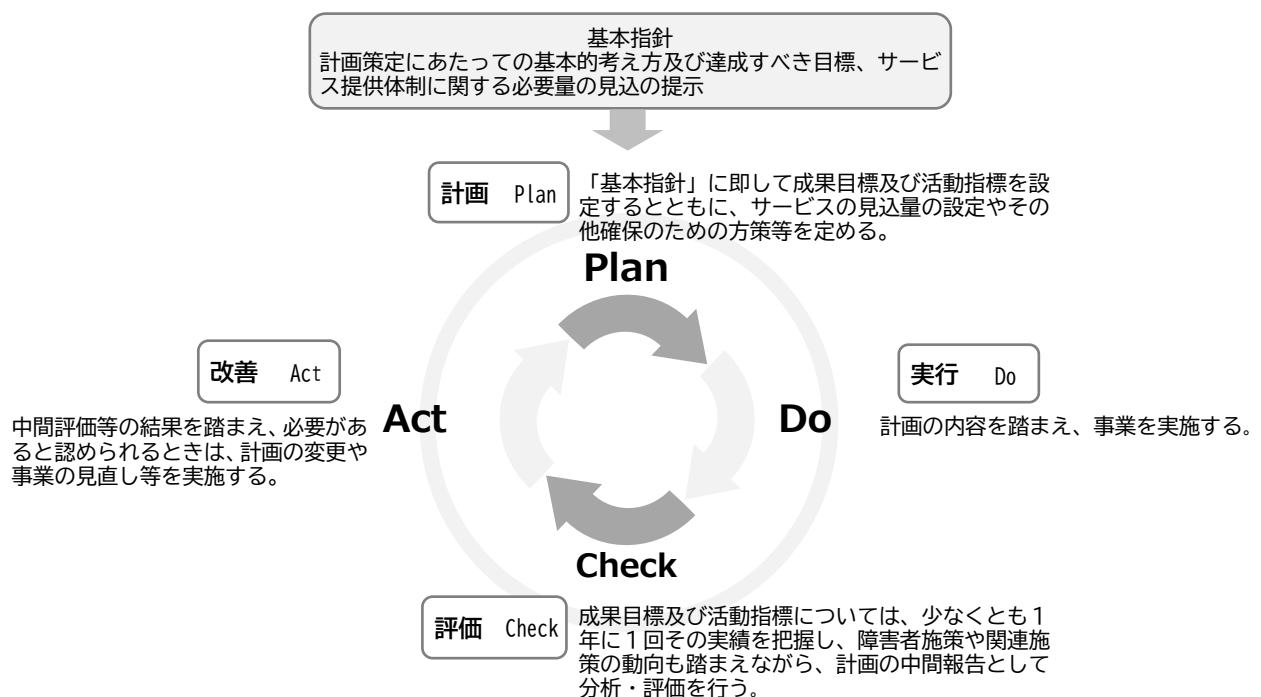
計画の推進にあたっては、国や県、館山市地域自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

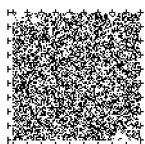
2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、館山市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。





参考資料

- 1 計画策定の経過
- 2 館山市障害福祉計画等策定委員会設置要綱
- 3 館山市障害福祉計画等策定委員委員名簿
- 4 用語解説

第6次館山市障害者基本計画、
館山市障害福祉計画（第7期）及び
館山市障害児福祉計画（第3期）

<発行年月>令和6年3月

<編集・発行>館山市 健康福祉部 社会福祉課

〒294-8601

千葉県館山市北条 1145 番地の1

T E L : 0470-22-3492

F A X : 0470-23-3115